

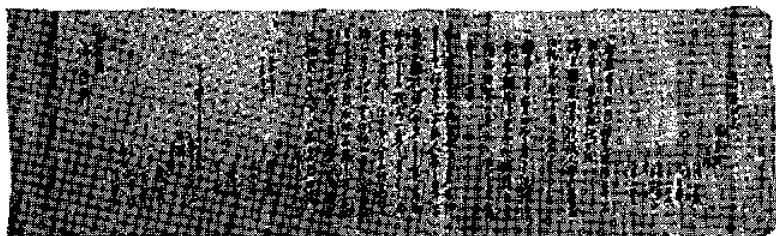
第二章 町村の政治と民衆

第一節 旧制度の改革

五榜の揭示

すでに述べたように慶応四（一八六八）年三月十四日には、五カ条の誓文が発せられ、新政府の進歩性が示されていた。しかし、翌十五日に太政官が建てた「五榜ノ揭示」といわれる高札では、第一札において五倫の道を説き、第二札において徒党・強訴・逃散を禁じ、第三札においてはキリスト教を邪教として禁じた。また第四札において外国と交際するのは国是であり、攘夷は国難をつくり出すものとして戒めながら、第五札においては士民が「本国」を脱することすら禁じたのである。このように新政府の一般庶民に対する態度には、旧態依然たるものがあつた。

この「五榜ノ揭示」は、高槻市城の村でもその効力を發揮している。明治四（一八七一）年に氷室村では、農民たちが寄り合つて何か徒党がましきことを企てた。「五榜ノ揭示」第二札の徒党禁止の違反である。そのことが早速、村役人や組頭に聞きつけられ、農民たちは呼び出されて注意をうけた。彼らは村役人に対し「以後急度改心仕、何事ニ不限一切寄合仲間敷候、尤御村役人中ハ不及申組頭衆中ニ至迄御申諭之義少茂相



写219 氷室村民が集会を企てた事件についての詫状（吉田（博）家文書）

背申間敷候、若心得違之義仕出候へ、如何様ニ被成下候とも其節少茂申分無御座候」との「一札」を組頭の奥印で、村役人に入れてゆるしてもらっているのである。このように「御一新」を期待した農民たちにとっては「天朝御趣意はまやかしもの」〔明治三年新潟栃尾郡の農民の「民の阿呆駄羅經」の一節〕であった。

一八七三（明治六）年一月二十五日から二七日までの間には、このような「天朝御趣意」である「御布告」を徹底させるために、島上郡第三区では、大阪より講釈師石川某が出張して本照寺において布告の講釈を行ったりしている。これはおそらくほかの地域でも同様であったと思われる。

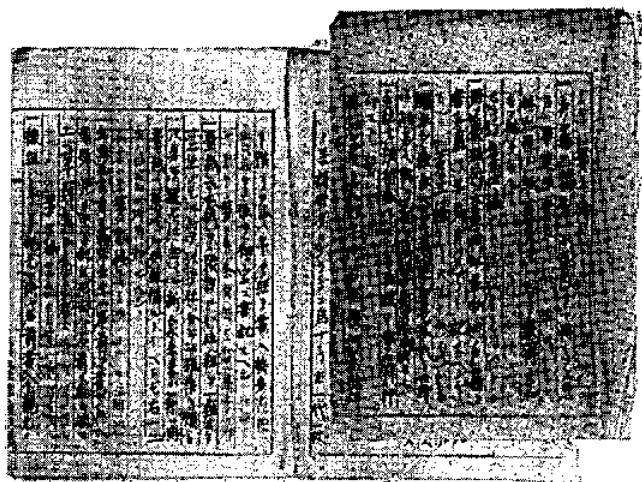
また時期は相前後するが、慶応四（一八六八）年の三月十七日、十八日には、祭政一致の国是に基づく神佛分離の方針が打ち出され、神社の社僧別当の禁止とその還俗、佛語の神号、神体の佛像などは早々に撤去するように命ぜられた。

こうした維新後の改革が日を追ってすすめられているこの時期（慶応四年）には、大水害が高槻地方一帯の村々を襲った。四月十七日から降り出した雨が四〇日余も降りつづけ、村々では田植もできなかった。さらに五月十三日には、唐崎村の淀川堤防が決壊し、洪水となり、大被害を与えた。高槻藩では被災者に救助米を支給した。

戸籍の編製

明治政府はその支配する人民を把握するために戸籍の編製を急いだ。明治二（一八六九）年二月には、明治元（一八六八）年十月、京都府が長州藩の戸籍法をモデルとして考案した身分別編成の戸籍仕法にならって戸籍を編製するよう直轄府県に命じ、翌明治三（一八七〇）年六月には、この戸籍仕法を頒布して実施を奨励した。翌明治四（一八七二）年堺県では、これに準じて戸籍編製規則を定めているが、兵庫県でも同年四月、同様の戸籍編製法を制定した。同月、島上・島下など五郡の高槻藩預り所が兵庫県に編入（しかし、明治四年十一月には島上・島下・豊島・能勢の四郡は大阪府に編入された〔『摂津市史』五八頁〕）から、高槻市域でも、これにもとづいて戸籍が編製された村があったものと思われる。もちろん高槻市域でも京都府の管轄に属していた南桑田郡の田能村・中畑村・出灰村・二料村・杉生村などでは、すでに京都府戸籍仕法にのっとった戸籍が編製されていた。杉生村などでは、苗字が許された（明治三年九月）から、家ごとに表札を掲げるよう命じた達しが、明治三（一八七〇）年十二月にみられる。苗字は戸籍編製にあたっても役立ったことはいうまでもない。

兵庫県が戸籍編製に着手した明治四（一八七二）年四月には、既述したように政府は新しく全国統一の戸籍法を公布した。この戸籍は、一般には、明治五（一八七二）年二月一日から一〇〇日の間に編製されることになっていたが、三都府（東京・京都・大阪）および開港場に対してはただちに編製に着手するよう命じられていた。したがって高槻市域の村々でも当然、着手すべきはずであったが、実際には編製はなかなかすすまず、明治五（一八七二）年四月にいたって、大阪府も、戸籍編製心得を出して督促しなければならぬという有様であった。



写220 戸籍編製の仕法書（農協清水支店文書）

それでも、戸籍編製の事務は、地券取調べの事務と重なって思うようにすすまなかった。島上郡の富田村東組・西組・南組などでは、その所属する第三区の区長中村英五郎あてに「三組（東・西・南）の戸籍帳を十一月三十日かぎりで提出するように命ぜられたが、地券取調べ中で、戸籍については着手するところまでもいかない状況である。期日が来てしまってからでは『不取締之嫌』となるので、他の『区長衆中』と申し合わせて、大阪府戸籍課に對し『歎願』してほしい」旨をうったえている〔近現代〕^{六九}。

このように遅速の差はあったものの、一般には新しい戸籍が、明治五（一八七二）年、すなわち壬申の年に編製されたために壬申戸籍と呼ばれている。しかし、現実には高槻市域において明治五（一八七二）年八月に編製された「摂津国島上郡第一区真上村戸籍」をみると、新しい全国統一の戸籍法にのっとって編製された、いわゆる壬申戸籍とは、形式・内容ともに異なっている。それは、むしろ京都府戸籍仕法にならって建家、所持の高反別、牛馬の数など家産を記載した兵庫県戸籍法に近似したものである。そのうえ翌一八七三（明治六）年三月

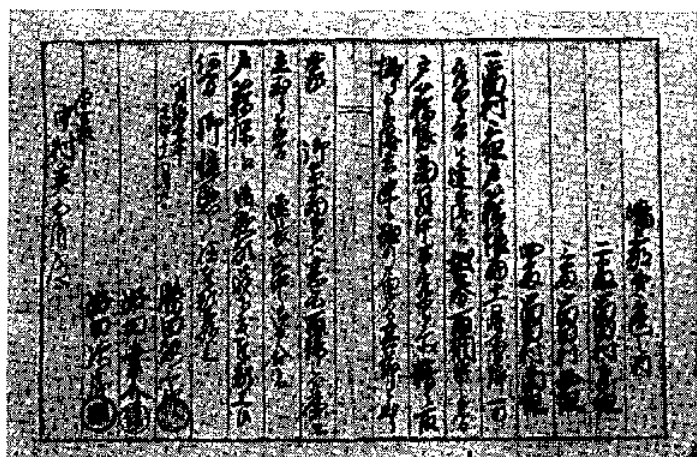
Ⅶ 近代の高機

付の服部村西川原の「戸籍下帳」もまた同内容、同形式である。この地域が兵庫県の管轄下にあったため、壬申戸籍の編製にあたった戸長たちが、おそらくこれらの村々が兵庫県下に属していた当時に同県戸籍法にのっとって戸籍を編製した経験が影響したためであろうと思われる。

このことは、現在は摂津市域に属するが、当時真上村・服部村などと同じく兵庫県に属した島下郡太中村庄屋の古木半右衛門が次のように記録していることによって判明するのである。

往古より高機御預所御支配に御座候処、明治四未年四月に、兵庫県御役所へ御引渡しに相成、(中略)右に付、宗旨人別厳敷御改、向後宗旨の儀は戸籍と相唱へ、尤、戸籍帳面の内、人別は勿論、居宅、建家、所持の高反別、他領の出作所持の分迄相認め、末々百姓人々の者、苗字附と仰せ出され候に付、村役・伍長の分は先年より勝手ながら苗字用ひ候得共、其余は伍長・下百姓の分は其節に拾え附け仕るべく候事【摂津市史】五八頁。

右の記録はまた、当時の人々が、明治三(一八七〇)年九月に氏(苗字)の使用が許されながら、それを現実に使用



写221 戸籍簿提出期限の延期願(中村(三)家文書)

この地域が兵庫県の管轄下にあったため、壬

することを求められるのは四年戸籍編製の必要からであったことも示している。

戸籍の役割

上述したような経緯を経て、壬申戸籍は編製されていた。戸籍には犯罪の有無も記載された。犯罪を犯すことを「戸籍をよごす」というようになったのも、このことから始まった。

戸籍には「戸」||「家」の代表者として「戸主」が置かれた。戸主は自分を筆頭者にし、家族を祖父母・父母・戸主の妻・子・子の妻・孫というような順序で、その姓名・年齢・戸主との続柄や職業・寺・氏神まで書いて戸長に申告しなければならなかった。戸主はまた「家」の代表者として、子供の出生や家族の死亡のほか結婚・入婿・離婚などを戸長へ届け出る義務を負わされていた。この戸主の権利として、戸主が家族の結婚・離婚などの家族の身分的な異動や、出稼ぎや奉公および寄留による移動などに干渉できるようにもなっていたのである。家族が身分的な異動やその他の理由によって居住を移動する際に、籍請取券・送籍券・寄留券などが必要とされたが、これらの書類はすべて戸主の届け出があつてはじめて発行された。

このように戸主は戸籍役人のような役目を負わされ、政府の行政を推進する役目を担わされていたのである。政府は、このような戸籍制度によって人民を把握して行政の基礎がためを行い、そのうえに立って徴兵制度・家族制度・税制度・教育制度・救恤制度などの行政を展開していったのである。

徴兵制

壬申戸籍の編製によって政府は全国人民を直接に把握する準備をしたのち、政府は徴兵制の確立を急いだ。政府はすでに明治三（一八七〇）年十一月、徴兵規則を制定して政府直属の軍隊の育成に乗り出していた。この徴兵制は、四民平等のたてまえにもとづく最初の制度で、各府藩県に対

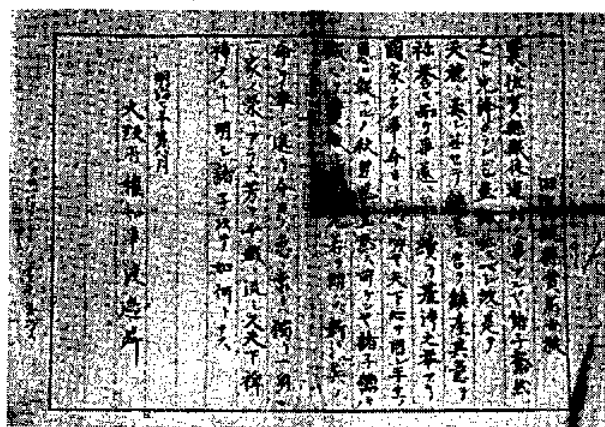
し、高一万石につき五人ずつの割合で、士族・率・庶人（庶民）の別を問わず、二〇歳から三〇歳の身体強幹、筋骨壮健で兵卒の任に堪える者を選び、大阪出張兵部省に差し出させるものであった。この最初の徴兵は、五畿内においては、明治四（一八七二）年一月二十五日から二月一日までの間に、所定の人数を差し出すことになっていたもので、おそらく高槻市城の村々でも何人かを差し出したものと思われる。しかし、実際の入営は、三月から四月にかけてであったといわれている。

明治四（一八七二）年七月、廃藩置県の直後に兵部省の制度改革を行い、軍令系統を整備した明治政府は、強力な軍事力の確立を急いだ。政府は明治五（一八七二）年十一月、太政官布告第三七九号をもって「全国募兵の詔」・「徴兵告諭」を公布し、徴兵制の実現に着手した。これは「告諭」に「全国四民男児二十歳ニ至ル者ハ、^{こくもと}尽ク兵籍ニ編入シ、以テ緩急ノ用ニ備フヘシ」と示されていたように国民皆兵を宣言したものであった。一八七三（明治六）年一月一〇日には、徴兵令が出され、以後、満二〇歳になった男子は、徴兵検査をうけなければならなくなった。

旧高槻藩士族 しかし、徴兵だけでは、兵力を満たすことが
の 壮兵応募 できないので、政府はさらに旧武士層からも
「壮兵」と称する志願兵を募集した。たとえば、佐賀の乱では、この壮兵がおおいに活躍した。そのため一八七四（明治七）年三月九日には、壮兵召募規則を制定している。それによると壮兵は、年齢が二〇歳ないし三〇歳の身体強壯・行状方正なる



享222 徴兵免役の心得
（『近代日本の争点』上
巻より）



写223 旧藩士の兵役応募を捉す達し（横山家文書）

者で旧藩の「兵事に従事せしもの」すなわち士族に限りこれを選ぶと規定している。この壮兵の募集は、一八七四（明治七年）の征台の役に際して、同年八月には旧高槻藩士族に対しても行われた〔近現代〕。旧高槻藩士族のなかには壮兵募集に応じた者もあったようである。この征台の役における台湾出兵は、日清開戦の危機さえひき起こしたが、一八七四（明治七年）一月三日、日清間に和議が成立し、我が国は償金五〇万円を獲得し、消極的にはあるが、清国に我が国の琉球領有を承認させて撤兵した。

このような状況下にせつかく壮兵に応募した士族に対し、大阪府権知事渡辺昇は「幸ニ清国己ノ非ヲ悟、事和平ニ至ル歟、或ハ兵団ノ都合ニヨリテ願意採用無之ニ至」っても「決テ遺憾ヲ鳴ラシ強願不申出、退テ力食ノ御趣意ヲ復シ、弥勉勵致スベク、此旨予メ申達置候間、銘々覚悟可有之候、若違背之面々於有之、除名可申付候条、速ニ可申出候也」と達している。事情により壮兵に採用されなくなっても、「強願」するなどというのである。この達しは区長・組長を通じて、士族に達せられた。ここには、明治政権に入りえなかった旧武士層＝士族を利用するだけ利用してあとは切り捨てるという政府の勝手なやり方が

あらわれている、といえよう。この達に対して壮兵に応募した高槻藩の士族たちは「御愛憐ノ御哀情一同難有奉感佩、将来私心ヲ以苦情等申上聞敷」と答えたところ長・組長は「上申」している〔近現代〕。そこには士族の誇りすらみられない。廃藩置県によってその職を奪われた高槻藩士族がその生活手段を壮兵志願に求めなければならなかった窮状がありありとうかがえる。

徴兵忌避
民の大多数を占めた勤労農民にとって

は、徴兵は貢納義務に加えての、呪うべき賦役労働以外の何物でもなかった。そのうえ「告諭」に「西人之（徴兵―山中注）ヲ称シテ血税ト云フ。其生血ヲ以テ国ニ報スルノ謂ナリ」と述べられていたことも一因となって徴兵反対の一大揆が各地で起こった。政府はこれを必死になって抑えつけた。

しかし、徴兵令の常備兵免役概則には、種々の免役事項が規定されていた。体格不良者、官吏、一家の戸主、その相続者ならびに承祖（祖父の継嗣）の孫・独子・独孫、父兄があっても病氣や事故のため父兄に代



写224 徴兵適令の者の免役簿（樋口家文書）

わって家を治める者、養子、徴兵在役中の兄弟ある者などは免役され、また代人料として二七〇円を納めれば免役となった。人々は、徴兵を逃れるため、この免役条項をさまざまな方法で利用した。

次の送籍券をみてみよう。

送籍

京都府管轄丹波国桑田郡第四区中畑村

貳拾三番屋敷居住

農 流谷 弥之吉

次男 半治郎

当 二十一年三ヶ月

右之者、同府管下山城国乙訓郡第三区外畑村農清右衛門方江養子ニ差遣し度旨申出候ニ付、当村除籍候間、今後其御村方江御加籍有之度候、仍送券如件

明治七年四月

同郡同区同村

戸長古畑富之助 ㊦

乙訓郡第三区外畑村

戸長畑兵之丞殿

この送籍券は、現在の高槻市域で、当時は京都府に属していた丹波国桑田郡第四区中畑村の農家の次男、流谷半次郎（二二歳三ヵ月）が同じく京都府の乙訓郡第三区外畑村の農家へ養子にいったことを示している。この送籍券だけで、彼が徴兵逃れのために養子にいったのかどうかは、今となっては知るよしもない。当時

VII 近代の高槻

でも徴兵逃れのために養子にいったということがあからさまにわかるようでは免役の目的が達せられないからである。しかし、二一歳三カ月という彼の年齢と一八七四（明治七）年四月という送籍の時期から考えると、徴兵検査の寸前に徴兵逃れのために養子にいったという推定は充分に成り立つ。

もともと、この養子を徴兵免役とする制度は、政府が生産を担い、貢租を負担する「家」のあとつぎである「養嗣子」を免役することを考えてつくったものである。それにもかかわらず、人々は規定の不備に乗じて単なる養子になることによって、徴兵を免れたのである。

徴兵令の改正と　そこで政府は、一八七五（明治八）年十一月、徴兵令を改正して、単なる養子となった民衆の抵抗　だけでは、徴兵免役とはならないような措置を講じた。このことは、単なる養子となつて徴兵を逃れた人がいかに多かったかを示しているといえよう。

さらに政府を悩ましたのは徴兵適令者の脱走であった。このような脱走者は高槻市域にもいたと思われる。というのは一八八一（明治一四）年九月一〇日に島上郡萩庄村の戸長塚本保次郎が島上島下郡長廣瀬真澄に提出した「明治十五年徴兵調ニ付御届」のなかに「前年ヨリ適齡之者ニメ（シテ）脱走之未タ復帰セサルモノ之外、



写225 第二後備軍召集の通達
(古畑家文書)

事故有之候者、村ニ於テ無之候条此段御届ケ候也」(傍点は山中)とあることによって推量できるからである。

政府は、このような脱走者や徴兵免役制度を利用した徴兵逃れをなんとか防止しようといろいろと規制を行った。その規制は、常備軍三カ年の兵役を終わって、後備軍役に服している者にも及んだ。

先に紹介した送籍券が残っていた中畑村には、一八七六(明治九)年二月付の京都府権知事横村正直あての「養子之儀ニ付御願書」が残っている。これによると、後備軍兵役中の中畑村の農業古畑儀右衛門の次男次三郎(二六歳一ヵ月)が「縁類」の者のところへ養子に行きたいが「本年第四百貳拾号(第一四六号の誤りと考えられる。後述参照―山中注)陸軍省より御布達之趣」を「拝承」したから「復習并ニ非常之際、無遅滞召募ニ随ヒ出願可仕候間、何卒右為養子ト罷越候儀願之通御聞被下度」と父や親類証人・戸長らの連印で、副区長の奥書奥印を得て願ひ出ていることがわかる〔近現代〕。

当時の徴兵令によると後備軍兵役中の者とは、三カ年の常備軍役を終えて「常ニ家居シ産業ヲ営マシム」る者である。したがって、後備軍兵役中の者が養嗣子となったりすることを防止することは困難である。しかも一八七六(明治九)年は、一八七三(明治六)年に入営した者が除隊して後備軍に服役する年であるから、政府としては、後備軍兵役中の者に対しても、兵役から逃がさないような対策を講じておかねばならない。

そこで政府は、一八七六(明治九)年九月に陸軍省達第一四六号をもって、後備軍兵役中の者が他家の養嗣子・相続人となったり、分家して戸主となったりする時、すなわち徴兵免役に該当する身分行為をする時には「復習並非常ノ際無事故障召募ニ応スヘキ後証ヲ以テ其管轄庁ニ願出」れば「聞届」けることを定めた。

こうして政府は兵役を逃れるために他家の養嗣子などになったりすることを防ごうとしたのである。先に紹介した一八七六（明治九）年二月付の中畑村の養子願書は、右のような陸軍省達第一四六号にのっとって提出されたものといえよう。

国民皆兵 こうして、政府はしだいに徴兵免役の枠を狭めていったのである。一八七九（明治一二）年制への道 八月三日には「常備兵役」を終わる前、すなわち生まれた時から除隊（約二三歳）までの間に分家することを禁止した。これは分家の戸主となって、徴兵免役になろうとする者を防ぐ措置であった。

しかし、この分家禁止令も効果はまったくあがらなかった。人々は分家を禁止されると、今度は絶家を再興したり、隠居して別家した人の嗣子となったり、分家した女戸主の入夫になったりして、あらたに免役に該当する「名儀」を取得するいろいろな手段をつぎつぎと考え出していったからである。まさに「人民の叡智」というべきであろう。

このような身分行為をするには、願い出や戸籍上の届け出が必要であったが、これには戸主はもちろんのこと戸長（ことに公選戸長）も協力した（近現代八）。このため、戸籍は徴兵台帳としてほとんど役立たなくなった。陸軍卿大山巖は、一八八一（明治一四）年九月の建議書のなかで、戸籍はほとんど「反古紙」のようになってしまっ



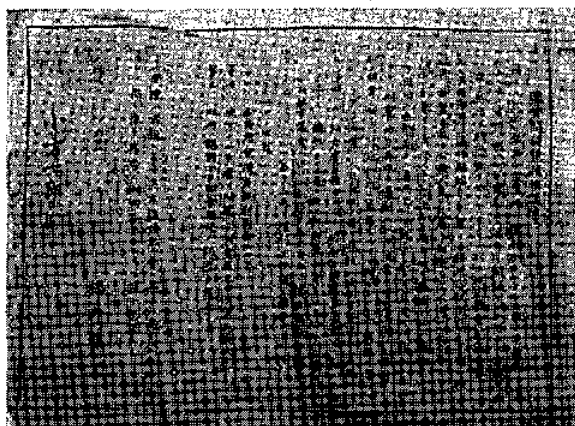
写226 大山巖（「日本偉人像鑑」より）

徴兵に役立たないと嘆く有様であった。

それでも政府は、人々の徴兵忌避の根強い抵抗を抑えた。高槻市域でも富田村の一八八二（明治一五）年徴兵で、予備役中の農民某が一八八八（明治二一）年一月四日の演習召集に応じなかったため、大阪府の駐在官に告発され、失踪として、陸軍刑法第一〇七条により軽禁錮二カ月の刑をうけている。彼は、一八八一（明治一四）年徴兵適齢の際に戸主として免役となり、同年五月一六日に戸主を退隠して届け出ず、翌一八八二（明治一五）年徴兵の際にも遠方に雇われていて、早急に徴兵下調に出頭するよう連絡することができなかったという理由で出頭せず、その旨、大阪府徴兵支署に届け出ている。しかし結局は徴兵されたのである。一八八三（明治一六）年三月には、脱走した記録もみられる。彼はその「償勤」を終え、一八八五（明治一八）年七月四日に予備役に編入されるが、その予備役中に演習召集に応じなかったのである〔近現代〕。彼の行動に一貫してみられるのは、徴兵忌避である。

政府はこのような徴兵忌避を陸軍刑法などの弾圧法で抑えこみながら国民皆兵制実現への努力を続け、一八八九（明治二二）年には、ついにそれを実現する。しかし、むりやりに実現させた国民皆兵制度だけに、徴兵忌避や逃亡者はその後もあとを絶たなかったのである。

民権運動の一八七三（明治六）年には、征韓論に敗れて下野した板垣退助らを中心に国会開設をめざす自展開と高槻 由民権運動が伸展した。このような状況のなかで、一八七九（明治一二）年頃に島上郡の有力者・名望家であった小方七郎（府会議員、塚原村など一五カ村戸長、富田村長、地主協議会取締役等歴任）にあてて桜井静なる人物より「国会開設懇請協議案」と題する書類が送られてきている。それには次のように記され



写227 国会開設を求める桜井静の協議案（小方家文書）

ていた。

一国ノ人民タル者其（一）国議政ノ權利ナキ（二）ハアラス、既ニ其權利ヲ有スル以上ハ之ヲ実用ニ施ス可キ權利アル国会ヲ開設セサル可ラス、（中略）国会ハ地方施政ヲ察制スヘキ法案ヲ可否決ス可キ權利アリト雖モ、国会ノ如キハ政府行政ヲ論議スルヲ得セシメサルノ制限アルヲ如何セン、果シテ然リ、国会ノ人民参政ノ權ト收税ノ法ヲ可否決シテ人民ノ福利ヲ増益スルノ功力実ニ僅少ニシテ、国会ノ開設ニアラサレハ真ノ

増益ヲ奏スルナキハ瞭然タリ、是ニ於テヤ吾輩一身ヲ以テ公衆ノ犧牲ニシ、普ク全国地方議員ニ咨ルニ左項ヲ以テス。（中略）

第一 全国県會議員親和連合スルヲ

第二 東京ニ大会ヲ開設シテ国会設立ノ法案ヲ議決スルヲ

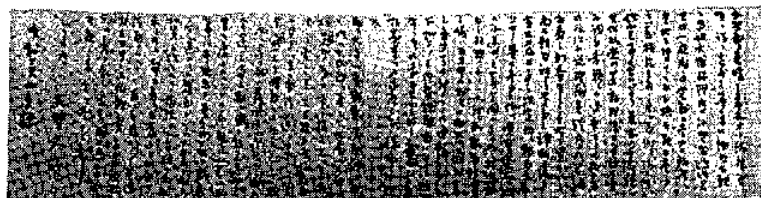
第三 政府ニ懇請シテ国会開設ノ認可ヲ得ルヲ（下略）〔近現代〕

小方七郎は後に北摂における大同団結運動と民党の結成に積極的な役割を果たす人物であるが、このような手紙が小方のもとに送られてくるほどに、当時彼はすでに民権思想の持主として名を知られていたのではなかったかと考えられる。

また島上郡の有力者・名望家であった樋口文八は、「時習同盟研究会社」と称する読書・研究クラブを結成、「英国議院政治論」「政治真論」「内外政事情」「日本政策」などを読んでいた。このうち「英国議院政治論」は「内閣更迭史之部」「内閣会

議之部」「至尊之部」に分かれ、これには「已上三部、同盟ノ国会ヲ開キ、責任政府ヲ創立セルニ、議院ト行政府トノ關係及ヒ其權理職掌等」が記されている〔近現代〕から、明らかに民権関係の書物である。高槻市城の村々では、樋口のほか芥川村の松本弥三郎、高槻村の吉田正泰、上田辺村の森川義貞・瀧井政次郎・北村信太郎・北山市太郎、古曾部村の花山目敵の八名が入社していた。

同じく島上郡の有力者・名望家で同郡の第三区長を務めた中村英五郎あて一八八四（明治一七）年四月一日付の東京両国報知社矢野文雄の手紙は、まず「当地大隈總理始メ河野・前嶋諸君其他一統国事党務に尽力被致居候、貴地（北摂地方―筆者注）において不相換日夜御尽力、主義拡張被為候事ト感謝ニ堪へず」〔近現代〕と記している。矢野は周知のように、大隈重信のもとで立憲改進黨の大立物として報知新聞を主宰し、一八八三（明治一六）年には政治小説「経国美談」で名を挙げた民権家である。その矢野が英米の憲法その他政党的運動組織の様子を調査するため外遊するにあたって、中村あてに右のような書き出しの手紙を書いているのである。このことは、中村もまた北摂地方の高名な民権家であったことを示すものといえよう。このことは矢野がさらにつづいて「不在中益御尽力に依て党勢盛大に赴キ、改進黨の主義、全国に普及候様御勉力之程願フ所ニ御座候、又報知新聞之儀ハ不在中ハ別て御助勢ヲ仰度、若シ奇聞等御座候ハ御通報被下度、又紙上ノ不体裁、疎爾或ハ不注



写228 民権活動家矢野文雄の手紙（小方家文書）

意等有之候ハ、御遠慮ナク時々藤田・大養・尾崎等（後言）（近現代）へ御忠告被下候様偏ニ相願候（六八）」と後事を託していることによってもいっそう明らかである。

上述したように全国的な民権運動の高揚期には、高槻地方においても民権勢力は相当に発展していたことがわかる。そして、民権運動家としてかなり高名であったと思われる小方七郎や中村英五郎らの存在も知られるのである。

第二節 学制の成立と近代教育の展開

学制の制定と 明治政府は「殖産興業」「富国強兵」策の一環として近代的教育制度の創出にも大きな努力を注いだ。

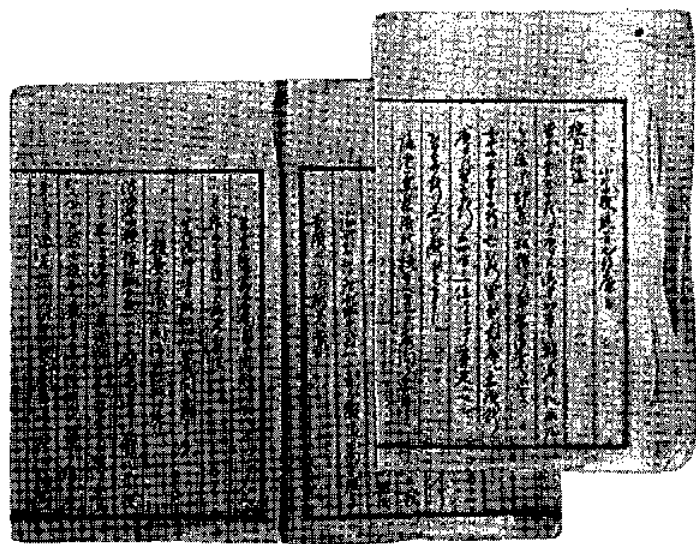
明治四（一八七二）年に文部省を設定し、翌五（一八七三）年には国民皆就学を意図する「学制」を制定して学校教育の制度化にとりかかったのである。

大阪府では一八七三（明治六）年三月に学区制を制定したが、その際府下を四中学区に区分し、——島上郡はその第四中学区（二〇小学区）に属した——さらに各小学区に一小学校を設置する予定であった。

しかし、この小学校の開設の前にはいくつかの難題がよこたわっていた。設立費の拠出、通学区域の划分、教員の調達などがそれである。

学制では「教育ノ設ハ人々自ラ其身ヲ立ルノ基」の論理で「一切ノ学事ヲ以テ悉ク民費ニ委ス」という全

「学校開設に必要な戸別割が思うように納入されず、同年の上牧村の堤防破損による洪水被害もあって開設



写229 小学校建営にあたっての心得書（中村（三）家文書）

額「受益者」負担を原則とした。学校諸経費にあてられた賦課金が課されとともに、免除が認められたとはいえ小学生一人当たり一カ月五〇銭までの授業料の徴収も認められていた。これらの義務教育費の負担は当時の民衆の生活を強く圧迫するとともに、各村々の財政にも大きな困難をもたらすこととなった。

当時各村々に伝達された「小学校建営心得廉書」中には校費について、各戸を上々等から下等まで「貧福四等二分ず」、それぞれの等級に応じた額の戸別割負担を課すとともに、「区中有志ノ者ヲ募リ、家産ニ応シ多少ノ金ヲ持チ寄リ、人ニ貸シ、此利^{（息）}足ヲ以テ」極貧の者の不足の補充や予備費に充当することを達していた（「近現代」）。

しかし、明治五（一八七二）年十一月、島上郡第三区小学校建営について富田村戸長より、

が遅れたため、冠婚葬祭の冗費節約に努めるなどして早期実現をはかるので了解してほしい」旨の文書が区長に提出されるような状況があった〔近現代〕^{一六}。そして、ここではその後、富田村の普門寺にとりあえず開校し、その費用として一戸当たり平均二五銭を賦課し、さらに一戸当たり平均二円二五銭を出資させ、その資金貸付による年間二割の利息を学校の経常費にあてる方策を企画したのであった〔近現代〕^{二〇}。

小学校開設 このような民衆への過重負担と村当局の苦悩を交えながら各地に小学校が開設されていったの動向が、その過程で次のような村の動きも生じたのであった。

先述の島上郡第三区の学区に属する唐崎村戸長より一八七三（明治六）年一月、区長に対し「極難」の貧村であることを理由に学区への加入を謝絶し、地元に分校設置の承認を求める願書が提出された動きがそれである。そして施設は寺院を利用し、教員も在村の僧侶・医師・戸長の知人などに依頼して開設をはかり、後日大阪府の認可を得たのであった。

このようにして財政負担やその他通学の便などを理由に、各村の実情に応じた村学校の設置を要望する動きや、学区割の変更を求める動きなどが発生し、それをうけて村民の要望を部分的に吸収しながら、折から生起しつつあった学制反対一揆を未然に予防し、就学効果をあげるために、当初は小規模な学校の設立が次々と認められていったのであった。

たとえば、島上郡第二区一番小学（後の高槻小学校）は一八七三（明治六）年三月、高槻村の真宗寺院円成寺を利用して開設されたが、最初は高槻村ほか一八カ村連合の小学校として出発した。その後一八七四（同七）年に大塚・番田両村が分離して大塚小学校、一八七五（同八）年に辻子・野中・中小路・西冠各村が分離し

第二章 町村の政治と民衆

表105 第9大区(島上郡)内小学一覧 (1876(明治9)年6月現在)

名 称	位 置	教 員	生 徒 数		夜学校生徒数(男)
			男	女	
一 梶 番原	一 梶 小 区 村	今津谷 岡石 織和井 猪大金 小	103	37	0
二 広 番瀬	二 広 小 区 村	津田知 田上部	122	34	0
三 郡 番家	三 郡 小 区 村	芳正録三 義宗四 了 閭 潛 嘉多勝 信	125	56	0
四 番 同原	四 番 小 区 村	雄路郎 道寿郎 憲嶺藏 徳間廣 志	73	43	0
五 成 番合	五 成 小 区 村	森堀佐 佐山上 松中立	43	21	0
一 高 番 楓	一 高 小 区 村	川田藤 藤田 田村 花	243	124	0
二 大 番 塚 番子	二 大 小 区 村	義敬精孝 辰重 吉包 義	60	35	0
三 辻 同大 同辻	三 辻 小 区 村	實一所 郎男明 好 憐 高	33		
一 富 番田	一 富 小 区 村	久長井 八新 猪迎 井上八良 右エ門	108	65	63
二 井 番川	二 井 小 区 村	敏義兵 元政 翔孝 之 三	72	30	5
三 唐 同井 同唐	三 唐 小 区 村	雄明悟 利秀 助哉	33	28	0
四 三 島 同三 同津	四 三 小 区 村	田川上 尾家 野田 坂 勝 重 威	47	16	0
五 津 五津 六芝	五 津 小 区 村	田 坂 勝 重 威	20	10	35
		千 馬 重 威	29	5	12

注)「第二大区大阪府管内小学一覧」

明治9年6月改正 大阪府第五課蔵版(中村(三)家文書)より作成。

て冠小学校、一八七六(同九)年には上田部村が分離して上田部小学校、安満・古曾部・下・別所が分離して安満小学校、一八七八(同一二)年には西天川村が分離して西天川小学校、一八八〇(同一三)年には東天川村が分離して東天川小学校というように、各小学校の分離開設がすすんでいったのであった。

一八七六（明治九）年六月段階の島上郡（第四中学区第九大区）内の小学校の設置状況を表一〇五にみておこり。注目されるのは三小区の六小学校のうち、四校に夜学校が併設されていることで、夜学校は大阪府が一八七四（明治七）年一月に年令が長じて小学課程を履修できない者や昼間勤労従事により就学できない者などのためにその設置をみとめたものであり、この裏には三小区の学区取り締まりの任にあった久保田利五良の督励があったものと考えられる。なお、「文部省第4年報」によれば、一八七六（明治九）年の島上郡の小学校施設は寺院一四・民家二・新築二・その他一の計一九校となっている【大阪百年史】所収。

これらの学校が開設される場合、当然のことながら一定数の教員を確保する必要があった。しかし、当初文部省が意図したような「文明開化」の上からの啓蒙主義的教育を展開できるだけの技能をそなえた教員を早急に準備することは困難であった。したがって師範学校設立をはじめとする教員養成制度が軌道にのるまでは、かつての寺子屋の師匠などを起用する以外方法がなかった。高槻の場合も、僧侶や医師・士族などが教員に就いたが、旧高槻藩の所在地であっただけに、旧藩士が数多く登用された。たとえば一八七四（明治七）年九月開校の成合小学校の場合、開校以降明治一〇年末までの間、転退職者を含めて合計九名の教員が勤務しているが、七名が藩士出身であったと考えられる【第四中学区第九大区寺小第五番小学校創立以来書上明治一一年一月、鐵家文書】。これらの背景には明治四（一八七二）年の廃藩、一八七四（同七）年の高槻城破却、一八七六（同九）年の秩禄処分など旧武士身分の解体と多数の士族の没落の過程があったことはもちろんである。

低い就学率 前述のように小学校の設立が各地ですすめられていったが、当局の督励にもかかわらずその示すもの 就学率は思うように向上せず低迷した。

第二章 町村の政治と民衆

表106 島上郡第3区小学校生徒人員調査表（明治5（1872）年10月）

村 名	6～13歳		(A) 計	種別・専公・病者の者		(B) 計	(A)-(B) =(C)	(C) /(A) (%)
	男	女		男	女			
芥川	105	80	185	15	18	33	152	82%
富田(東)	49	50	99	31	37	68	31	31
〃(西)	68	66	134	35	58	93	41	31
〃(南)	40	40	80	22	14	36	44	55
赤大路	5	5	10	4	4	8	2	20
宮田	11	12	23	2	2	4	19	83
西五百住	15	15	30	5	7	12	18	60
東五百住	26	21	47	10	9	19	28	60
津之江	23	24	47	7	5	12	35	75
芝生	25	31	56	4	14	18	38	68
唐崎	61	76	137	42	64	106	31	23
三島江	29	33	62	18	27	45	17	27
柱本	40	30	70	25	19	44	26	37
西面	37	18	55	?	?	27	28	51

注) 単位は人。「第三区小学校生徒人員取調帳」明治5年10月（中村家文書）〔近現代115〕より作成。

なお、原史料では、芝生村の女子の人数の総数と就学・不就学人員の合計との間に2名の差があつたが、上記の表では整合性が得られるよう修正した。

学制公布より二ヵ月後の明治五（一八七二）年十月段階の島上郡第三区において府の指示により調査された小学校入學有資格者（六～十三歳）の実況について表一〇六をみてみよう。

この調査は戸長役場の調査で学校開設以前のものであり、実際上の就学状況を示すものではなかったが、それでも、富田地区・三箇牧地区を中心に就学予想率は三分の一未満を示して低率であった。この低率の背後には、富田地区の被差別部落の問題、三箇牧地区の寄生地主制の問題がよこたわっていたと考えられる。しかし、年代不詳ではあるが、学制施行後あまり年月を経ていない頃のものと考えられる芥川村の「男女就学表」〔中村家文書〕によると、一八七三（明治六）年一二月に万福寺（願寺・現専売公社工

場跡地の一部）を利用して開設された三小区二番小学（後の芥川小学校）の就学状況は、学令児童一七七名中、不就学生は一一九名の多きを数え、就学率三三パーセントで、先に示した調査表の明治五（一八七二）年の調査時の就学予想率八二パーセントを大きく下回っていたのであり、この傾向は他村にも共通するところがあったと思われるのである。同時に全体として女子の不就学率の高さが目立つのであり、先の芥川村の場合も男子の五二パーセントに対し、女子は八六パーセントの高率を示したのであった。

これらの就学率の低さは、過重な教育費負担、子守りなど学令児童の補助労働力が必要とする（貧困家庭ほどそうだが）多労働状況、実生活や学童の学力と遊離した教授内容など、当時の民衆が「あたらしい学校教育の必要性をまだ主体的に自覚せず、近代的な国民教育制度の創出をささえる社会経済的条件が未成熟なままの段階で——むしろ社会経済的な発展が遅れているからこそ、それを進めるために（強制）義務教育の普及を上から強行しなければならないという課題（転倒的矛盾）」〔学校教育と富強強兵〕「〔安川寺之輔・岩波書店〕」の実行過程における反映にはかならなかった。なお、この就学率そのものも、極端な場合年間一日でも出席した者をも含めて算定された場合も少なくなかったのであった。

「自由教育令」 このような学制のもつ矛盾が、一揆という激しい形態だけでなく、不就学や中途退学などと学習結社の形をとって広く表出すると、政府も手直しを余儀なくされ、一八七九（明治一二）年になっていわゆる「自由教育令」を制定し、就学年限を八年より年間四カ月以上四年に短縮し、学科も簡略化し、その他学務委員の公選制、授業料徴収の自由化などを認めるようになった。またこの措置は、ちょうど当時成立した地方三新法にもとづく新しい地方行政の方向に照応する手直しともいえる面をもっていた。



写真230 時習同盟研究会の規約
(樋口家文書)

一方ではこの頃、愛国社を中心に自由民権運動の波が大きなたかまりを示しつつあった。

この民権運動については前節で詳しく述べられているが、この運動の積極的な担い手になったのは、学制の熱心な推進者ともなった各地の豪農層であった。彼らは福沢諭吉らの「上から」の啓蒙を自らのものとして「下から」うけとめ、自らの血肉にしながら「上から」の啓蒙の域をのりこえて政治・経済などについての学習会・演説会・講演会など多様な形の学習・教育運動がすすめられた。そしてこの運動には小学校の教員も含め豪農・知識層が幅広く参加していったのであった。

高槻でも、さきにみた「時習同盟研究会社」なる学習結社が一八八二(明治一五)年七月に結成されている。この結社は、各自資金を出し合って「良書」を共同購入した上、順番に回読し、毎月一回学習会を開くことをとりきめていたのである〔近現代〕。

この結社の八名のメンバーは前節であげたが、そのうちでその経歴などについて確認できるものは、高槻村(八幡町)で金融業などを営み、当時開始された松方デフレの過程で土地を集積して(一八八六(明治一九)年に約四町四反〓約四・四ヘクタール)地主に成長していった樋口文八、元高槻藩士で高槻で最初に開設された

Ⅶ 近代の高槻

高槻小学校の創設メンバーの一員で、同小学校をはじめ各地の小学校の教員を歴任した上田部村の森川義貫、あるいは野見神社の社司で、小学校教員の経歴ももつ上田部村の北山市太郎、さらに由緒ある旧家として知られる名望家の上田部村の瀧井政次郎の四名であるが、他の四名も在村の有力者であったと考えられ、総じて各村々の行政・産業の担い手やインテリ層出身であったといえよう。

改正教育令 このような民権運動の過程で発生してきた学
と統廃合

習結社の自主的で自由な自己教育運動の方向は政府による上からの「国民教育」のめざす方向とは真向から対立するものであっただけに、政府としてはこのような潮流が「豪農」的枠組みをこえてひろがることは極力抑制せねばならなかった。したがって先の「自由教育令」のうちに含まれていた中央集権的教育統制の一定の枠内における緩和措置をも再検討しようとする動きが政府内部より発生してきたのであり、その結果一八八〇（明治一三）年末に「改正教育令」が公布されることになった。その内容は一口に言えば教育内容と教員に対する中央統制の強化にあったといえる。と同時に、この機会に補助金は一切廃止されたのであった。

改正教育令公布後、学校の統廃合問題が大きく浮上し、一



写231 味舌下旧村（摂津市三島二丁目）



写232 二 料 旧 村（市内大字二料）

部の村々ではこの問題をめぐって騒動が発生した。

一八八一（明治一四）年十一月、大阪府は小学区を制定し、さらに一八八四（同一七）年八月にはこれを改正することになったが、これらは学区内の学校の統廃合をすすめ、教育財政の運用面の充実をはかろうとしたものであった。

たとえば、一八八三（明治一六）年五月に上田部小学校、翌八四（同一七）年二月に西天川小学校、一二月に東天川小学校、翌八五（同一八）年一月に冠小学校の各校が廃校となり高槻小学校に統合され、また、一八八三（同一六）年一月、真上小学校・郡家小学校が廃校となり芥川小学校へ統合されるといった具合であった。

これらの統廃合の背景には一面では当時進行しつつあった松方デフレ政策による地方財政の窮乏という要因もはたらいっている。改訂教育令は重大な障害に直面する破目におちいった。島上郡の小学校就学率も一八八三（明治一六）年の六七パーセントから八七（同一〇）年の五七パーセントへと低下していた。しかも、統廃合による学区整理・廃校は、しばしば通学の便を失う村々のはげしい反対運動を生

むこともなかった。

島下郡味舌下村（現摂津市）では同盟休校にまで発展したが、『摂津市史』^{〔七七〇頁〕}、高槻市域でも、樫田地区で統合反対の動向があったことが史料的に確認できる^{〔一二三〕}。樫田地区は当時京都府の管轄であったが、一八八四（明治一七）年八月の学区改定によって地元の邁訓小学校に統合されたことに反対し、中畑・田能・出灰・杉生・二料の五カ村では分離委員会を選出して反対運動を展開し、南桑田郡長のためかさなる学区教育費上納の催促にも応ぜず、また学務委員を推挙する選挙会の開催期日の延期をも要求して執拗な動きをすすめたのであった^{〔文書〕}。

なお、この樫田地区の二料村の一八八三（明治一六）年の村会速記録によれば、同地区は山間の僻村だけに一般より高給でないと小学校の教員を得ることがむづかしく、そのうえ、当時すすみつつあった松方財政下の村財政窮乏もあって、教員の人件費の計上額について激論がたたかわされ、また、一時期は予算未決のまま学校の授業に支障を来たなどの事態がおこっており、このような村当局の苦闘を経て小学校が維持されてきただけに、通学の不便とあいまって、先述のような統合反対の根強い動きが生じたものとも考えられるのである。

このような統廃合反対の動きと同時に、一方では改訂教育令に即応する動向も地域によってはみられた。

例えば、島上郡第三学区（富田・芥川・東五百住・西五百住・赤大路・津之江・芝生・唐崎・三嶋江・柱本・西面各村）では、一八八二（明治一五）年一月に各村戸長と村会議員代表数名ずつ（計四〇名）で構成される連合組織を発足させて、公立学校の維持や必要な財政に関する共通課題を協議する体制をつくりあげており、同じ

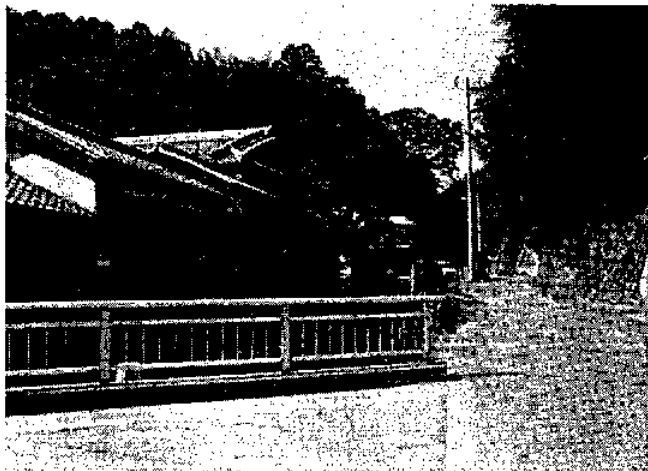
頃、第二・第三学区連合教育会も結成されて、「文部省ノ趣旨ヲ奉体シ、本府規則ヲ遵守シ、専ラ教育ノ隆盛ヲ期シ」、学校施設・授業方法・試験・教材などについて研究討議する協議体となったのである。

國家主義教育の推進

一八八五（明治一八）年末に内閣制度が発想により翌八六（同一九）年に入って帝國大学から小学校までの諸学校令が公布された。「教育ノ主眼ハ良キ臣民ヲ養成スルニアリ」、「学校ノ目的ハ良キ人物ヲ作ルヲ以テ第一トシ、学力ヲ養フヲ以テ第二トスベシ。」との普通教育に期待する森文相の言葉にその意図は明白であった。

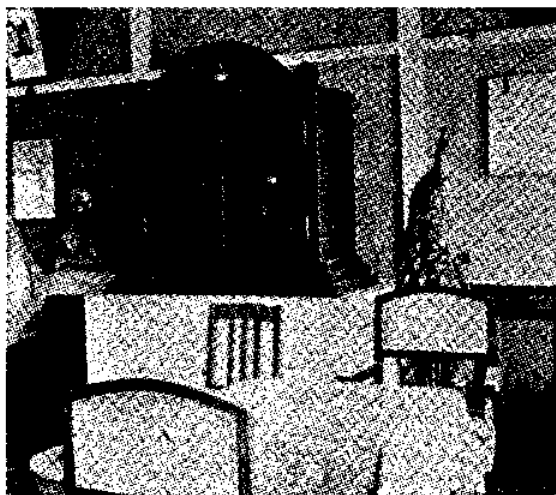
その小学校令では、尋常科・高等科の二段階とし、就学期間四カ年と定められ、初めてその法令中に「義務」という語を明記し、「生徒其人ノ為ニスルニ非ズシテ、國家ノ為ニスル」強制義務教育（前掲『学校教育と富強』が本格的

に発足した。と同時に授業料徴収が正式に実施されて、教育の有償制は当然とされた。また、一方では就学率を高め「臣民教育」の実をあげるために、授業料無償・就学年限三年の小学簡易科の設置を認めたが、高



写233 川久保旧村（市内大字川久保）

VII 近代の高槻



写234 御真影奉安室（戦前の高槻尋常小学校）
（「高槻小学校100年史」より）

槻市域でも成合・川久保に簡易小学校が開設された。

その後一八九〇（明治二三）年一〇月には新小学校令が勅令として公布され、「臣民教育」推進、教科書検定制の強化、就学督促の強化、祝祭日学校儀式の実施義務化などが明文化された。同時にこの勅令は一八九（明治二三）年の市制・町村制、翌一八九〇年の府県制・郡制による地方自治制実施に対応する教育制度

としての意味をもっていたのであり、市町村を小学校の設立主体とするとともに、小学校は義務教育の尋常（または四年）と高等（二・三・四年の三種）の二種とし、簡易小学校は廃止されることとなった。

新小学校令が公布されたと同じ一〇月三〇日には、教育勅語が發布されて「忠君愛国」の「臣民教育」の内実が確定された。その謄本は宮内・文部両省が費用を折半して印刷された上、全国の小学校に下付され、各小学校ではその奉読式が挙行されたのである。高槻市域でも、たとえば同年十一月一日に芥川・清水、二〇日に高槻、二九日に磐手の各尋常小学校に下付されるというスピードぶりであり、続いて「御真影」が天皇神格化のヴェールにつ



写235 鳥上高等小学校跡（現在の商工会議所付近・市内野見町）

つまれて厳肅に複写され普及されていった。このようにして、一八九〇（明治二三）年一〇月発布の「教育勅語」の下賜と「新小学校令」の実施により、戦前の国家主義的教学体制の基本的な根幹が確立したのであった。

以後一九〇〇（明治三三）年に「小学校令」は改訂され、修業年限四年に確定するとともに「小学校国庫補助法」成立にともなう原則として授業料は廃止され、また、一九〇三（同三六）年の「小学校令」改訂により、「小学校ノ教科書ハ文部省ニ於テ著作権ヲ有スルモノタルヘシ」（第二四条）と定められた結果、教科書は国定となり、さらに一九〇七（同四〇）年の改訂により義務教育年限は六カ年に延長され、教授内容も増強されることとなったが、この年限延長は学校の施設・設備の増改築などを必至とし、そのため町村財政に大きな重圧を加えることとなった。高槻市域でもたとえば如是村では一九一（明治四四）年一月に如是信用購買組合より一、六〇〇円を借入して起債資金に充当し、如是尋常小学校の改築を実施しなければならなかったものであり、「本村尋常小学

VII 近代の高槻

校ハ、去ル明治貳拾六年四月ニ於テ新築セシ以来、就学児童年ト増加シ、為メニ校舎ノ狭隘ヲ告グルニ依リ、明治三十九年ニ増築セシモ、同四十年小学校令ノ芻部改正ニ依リ、教育義務年限延長ニ伴ヒ、明治四十一年度同四十二年度ノ二回迄増築ヲ為スニ到レリ、然ルニ目下旧校舎大ニ腐朽ニ傾キ、改築ヲ要スルノ急ニ迫レリ、然レドモ本村ノ財源ニ在ツテハ（中略）村税金毫千四百九拾円四拾貳銭参厘ヲ得ルノミ、然ルニ工費総額金参千円ヲ要シ、前記收入ニテハ経営スルヲ得ズ（下略）」という窮状がその背後にあつたのである。

また、府下では明治末から、大正の初めにかけて高等女学校や実科女学校の設立がすすみ、女子教育の進展がみられた。たとえば高槻でも一九一〇（明治四三）年に裁縫学校が、尋常小学校内に設けられたが、「貞淑ノ徳ヲ涵養」し、裁縫の技能とともに「節約利用ノ習慣ヲ養フ」ことが目的とされたように「良妻賢母」型の教育を志向したものであった。

高等小学校 島上高等小学校が設立されたのは一八八八の設立（明治二一）年五月のことであり、高槻村の真



写236 行信教校（常見寺内・市内東五百住三丁目）

宗寺院円成寺を利用して開設された。島上郡内では唯一のものであり、当時五九カ村の島上郡全域が通学区域であった。

翌一八八九（明治二二）年三月に高槻村外番十三番屋敷（元藩士邸宅）跡の新築校舎（現商工会議所）に移転したが、一八九二（同二五）年四月には島上郡富田村外十カ村組合（一八九二年四月の町村制実施で島上郡十一カ村となる）〔組合規定は近頃代二四参照〕の管理経営下に入り、その後一八九八（同三一）年に島本・五領と富田・如是の四カ村はそれぞれ五領・富田に分教場が設立されて分離し、一九〇〇（同三三）年には高槻町六カ村組合の管理経営下に入ったのであった。

明治期における高等小学校の位置は次のようなものであった。

「高等科卒業したら立派なものでしたな、その時分は。四年でしたが二年いったらやめるものが多かったな。島上高等小学校は今の商工会議所の所にたつたんですわ。その学校はかみは原・阿武野・五領、全部いてました。それでも何ぼもいてやせん。そこまでいく奴はえろう（沢山―筆者註）なかった。高等科四年行ったら大したもんでした。小学校の先生が出来たぐらい、何でもできた。どこへ行かはってもえらいもんですよ。おなこの人やつたらほとんどおまへんな。よっぽどいい家の人やった。津之江からは二人や三人はおました。（下略）」〔座談会古老に聞く「如是一〇〇年」創立一〇〇周年記念―井出千代吉談〕

このようにして初等教育段階にも高等小学校と尋常小学校という「タテ」の学校序列が形成され、全体としての官立大学から尋常小学校にいたる差別的学校体系の一角が島上郡内にも構成されていったのであった。なお、公立学校以外に一八九九（明治三二）年には如是村に真宗専門学校として修業年限三カ年の私立行信教校が設立されている。

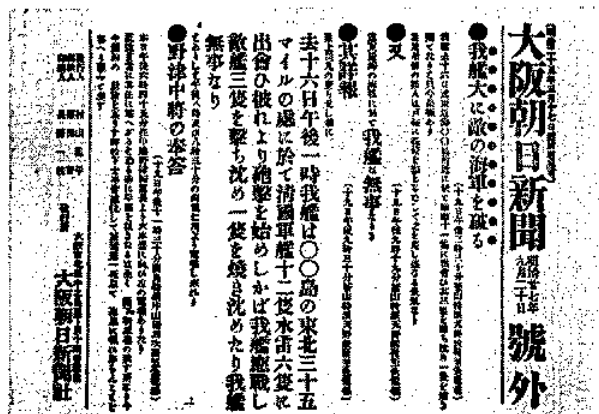
第三節 日清・日露戦争と高槻

日清戦争 朝鮮をめぐる日清両国の対立は、一八八二（明治一五）年の京城における衝突以来、しだいに深刻になっていった。一八九四（明治二七）年七月、東学党の乱を契機に朝鮮に派遣されていた日本軍は、京城において王宮を占領し、クーデターによって親日政府をつくった。こうして日清両軍が戦端を開き、八月一日には宣戦が布告された。

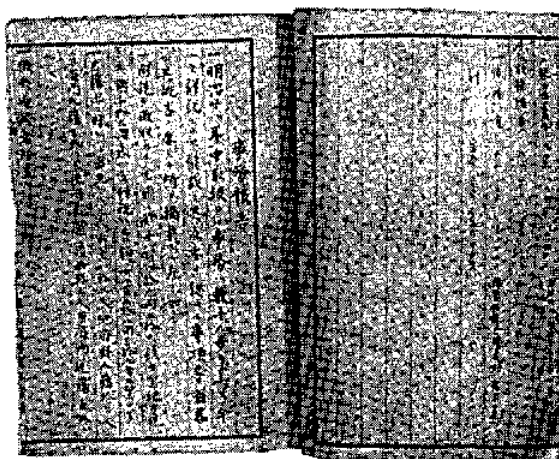
一八九四（明治二七）年九月一七日には平壤大勝利の号外が発行され、つづいて黄海海戦の勝利のニュースが入ってきて人々は歓喜し、家々では国旗・軒提灯をかがげ、各地で連日祝賀会が開かれた。

ところで、この戦争は、町村財政や町村住民にどのような影響を与えたであろうか。

この点を当時の高槻村財政（歳出）についてみてみよう。高槻村の歳出合計は、一八九三（明治二六）年九五八四五五錢五厘、一



写237 平壤大勝利を報じた号外「大阪朝日」明治27年9月20日



写238 1895（明治28）年高槻村事務報告書（市役所文書）

にかかわる行政についても日清戦争は強い影響を与えなかったことを示すものにほかならない。

このような点をさらに一八九五（明治二八）年度の「高槻村事務報告」についてみてみよう。それには一八七五（明治二八）年度には「避難舎ヲ新築シ、其費用凡ソ三百五拾円ヲ要シ、又高槻尋常小学校井戸場及便室ヲ改築シ、其費用ハ凡百五拾円ヲ要」したと記されている。これは後述するように避難舎の新築はおろか

八九四（明治二七）年一、四二四円一銭八厘、一八九五（明治二八）年一、八八五円九銭四厘、一八九六（明治二九）年一、七三三円一四銭七厘で戦争期間中にもかかわらず、むしろ漸増の傾向にあることが指摘される。内訳をみても、衛生費は、一八九三（明治二六）年一八円九一銭四厘、一八九四（明治二七）年三二円五二銭三厘、一八九五（明治二八）年三五九円六五銭九厘、一八九六（明治二九）年一四六円六七銭七厘、学校費（組合高等小学校費・組合尋常小学校費）は、一八九三（明治二六）年三六九円七二銭八厘、一八九四（明治二七）年七五七円四厘、一八九五（明治二八）年八六四円一一銭九厘、一八九六（明治二九）年八三八円七一銭九厘といずれもむしろ増加の傾向が看取されるのである。しかも、このことは民衆の福祉

小学校校舎の新改築費などその他一切の福祉関係費がほとんど削減された日露戦争時の町村財政と大きなちがひといえるのである。しかもまた「民情」についても「別ニ異状ナシ、商業ハ客年ト差異ヲ見ス、農事ハ之ニ従事スル者増加ヲ来スモ、作業上改良等ノ点ニ於テハ其乏シキヲ感ス、工業ハ近頃麻緒ヲ製シ、又木綿機織ニ従事スル者多ク、概シテ可ナリノ景況ナリ、(中略)教育ハ客年ニ比スレハ最モ著ルキ進歩ヲ来シタリ、(下略)」と報告されていて、日清戦争が維新以来はじめての本格的な対外戦争でありながら、町村財政や町村住民の生活にほとんど影響を与えなかった戦争であったことがわかるのである。

このような状況のもと、町村住民は勝利の興奮のなかで「大冠村尽国会規程」〔近現代〕にみられるように、出征者やその遺家族を保護・優待した。「大冠村尽国会規程取扱手続」〔近現代〕によると、出征者には一人当たり一円以上三円以下が贈与された。また出征・従軍によって、その家族が生活に支障をきたす場合には、一日、一人当たり二銭以上二〇銭以下で相当の扶助が行われた。戦死者遺族に対しては、弔祭料として一〇円以上五〇円以下が贈与された。臨時召集中または従軍中に傷病をうけたり、病没した者一人につきその遺族に対し二円以上三〇円以下が贈与された。出征者が無事帰村した場合には、送迎して祝意を表わした。

摂河泉特別 日清戦争は終わったが、三国干渉をきっかけに満州・朝鮮に進出してきたロシアとの対決は必大演習 至であった。政府はただちに軍備の大拡張に着手した。一八九六(明治二九)年三月、陸軍平時編制が定められ、従来の六個師団制が改められて一二個師団制となった。近衛師団を加えて一三師団である。高槻市域は新設の第一〇師団管区に属した。倍增する師団の編制にそなえて一八九六(明治二九)年以来、予備役の召集がさかに行われ、部隊の訓練演習も強化された。とくに新設師団の編制が完了した一



写239 摂河泉特別大演習関係書類（市役所文書）

八九八（明治三十一）年一月には、新旧師団による摂河泉特別大演習が天皇の統監のもとに行われた。

この演習は町村役場、町村住民を動員して行われた。まず「明治三十一年秋季演習地方事務協議事項」には「三島郡官民一致、赤誠以テ軍隊ヲ待遇シ、可成軍隊ニ便宜ヲ与ヘ、遺憾ナキヲ期スモノトス」と定められ、この演習に「官民一致」の協力が求められた。

そしてそのための準備と実行の任にあたるために、郡では郡長が委員長、町村では町村長が委員長となつて、郡書記・町村吏員・在郷下士官兵卒・町村会議員・常設委員・赤十字社員・奨励会員・兵事委員のうちから何名かが委員に囑託された。これらの委員のうち郡委員は、連隊本部以上独立大隊本部に付随し、町村委員は大隊本部以上に付随し、中隊本部の用務を兼務するものとしてされた。また、郡内の村長の互選をもつて委員五名を選び、自村他村の宿泊に関する一切の事務の補助を行った。

さらに郡長は、連隊以上の行軍演習に際して、必ず訪問するものとされた。そして郡書記はその行軍演習

には必ず出張するものとされた。旅団以上の行軍には府県高等官が、幹部演習には、郡長・府県属・郡書記がそれぞれ出張するものとされた。ついで同年三月一九日には大演習実施に差し支えないよう、米作はなるべく大演習実施の時期までに収穫を終えることのできる種類のものを選んで植え付けるよう農民に注意を与えるようにとの郡長の命令が村長に伝えられている。

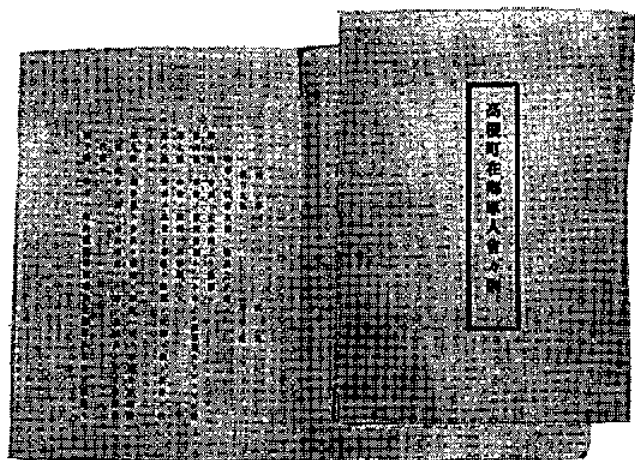
一八九八（明治三十一）年一〇月六日、三島郡では大演習の際の軍隊の臨時需要に備えて、それに応ずることが出来る白米・大麦・秣・秣・味噌・漬物・梅干・薪・炭・藁などの概数を調査し、一覧表を作成して、その騰本を同一五日まで郡役所に提出するように命じている。これに対し、高槻市城の富田村では、一〇月九日には、いちおう白米三五石・大麦八石・味噌三〇貫・薪一〇〇貫・炭一〇〇貫・藁二〇〇貫を、臨時需要に充当することのできる物件概数として報告している。富田村役場では同年一〇月一〇日、それぞれ需用物品を扱っている各商人に対し、どの程度の数量が調達できるかを報告するように命じている。それに対し翌一〇月一日、味噌は三〇貫、醤油は一等から三等まで各一〇石、白米三五石（ただし一兩日前に命令をうければ一〇〇石、大麦二〇俵（八石）、日向炭七五〇貫、藁炭二五〇貫、薪一〇〇貫が調達できることを報告している。ついで同年一〇月三〇日には大小蒲団の調達可能枚数について、貸蒲団大四〇〇枚、小二〇〇枚と報告している。また同年一〇月六日には、三島郡役所第一課長より、陸軍大演習中はもちろん、その前夜においても臨時に軍隊が民家へ宿泊するかもしれないので、咄嗟の場合でも差し支えないよう注意するように富田村長あて通牒も出されている。このほか同年一〇月二五日には郡長より、大演習の区域内において衛生上施行すべき諸事項が村長あてに通知された〔近現代
八九九〕。

こうして町村住民挙げての協力により大演習が実施されたのである。

高槻町在 日清戦争は、在郷軍人の重要性を認識させ、郷軍人会 入営軍人や遺家族の慰労・救済などを行う

ほか、一般町村民や青年に、軍に対する認識・協力の気風を喚起するための組織が各地でつくられた。高槻町在郷軍人会もその一つであった。

この会は「高槻町在住ノ陸海軍人共同ノ利益ヲ進メ、軍事日新ノ智識ヲ拡メ、同心共力益々精神ヲ鞏固ニシ、士氣ヲ振興シ、国家有事ノ日ニ当リ、本分ヲ尽スニ於テ遺憾ナカラシメ、且ツ町内有為青年ノ心身ヲ訓練シ、以テ後進軍人ヲ誘掖教導スルヲ目的」としてつくられた。会員は、(一)町内在住の予備役・後備役の陸海軍人からなる正会員、(二)第二国民兵籍にあるものからなる準会員、(三)地方有志者にして、この会の主旨に賛成し、金員もしくは物品を寄贈したもののからなる賛助会員、(四)地方有志者で、この会の主旨に賛成し、三円以上もしくは同等の物品を寄贈した国民兵籍編入の正会員で役員会の決議を経たものからなる名誉会員、(五)地方有志者でこの会の主旨に賛成



写240 高槻町の在郷軍人会則 (島川家文書)

し、五円以上もしくは同等の物品を寄贈した者および正会員でとくに功労ある者からなる有功会員、から構成された「近現代」。

この高槻町在郷軍人会則は、一九〇二（明治三五）年十一月一日に総会において決定されているから、高槻町在郷軍人会は、この頃から結成されたものと思われる。清水村の一九〇四（明治三七）年度の「事務報告書」によると、同村でも同年三月二七日に在郷軍人会が「時局ノ必要ヨリ」設置されたと記録されている。

わが国最初の在郷軍人会は一般には一九〇七（明治四〇）年四月に東京で結成された神田区在郷軍人団であるといわれているから、一九〇七年にこの高槻町在郷軍人会が会則どおりに結成されていたとすれば、これらの在郷軍人会の存在は、通説をくつがえす貴重な事実である。

日露戦争 一九〇〇（明治三三）年の北清事変を契機に、満州を占領していたロシアは撤兵条約を履行せず、鴨緑江をこえて韓国への進出を図

大阪朝日新聞 第三號外
明治三十七年二月十日
仁川電報

●旅順の大攻撃 昨日正午の頃に旅順口の前を通過して露艦に到着した一英國商船の報道に據れば日露兩國の大艦隊は旅順港外に於て同船通過の頃を離戦し居たり日本の大艦隊は其主力を揃へ列を正じて猛烈なる砲火を露艦隊に注ぎつゝありたり

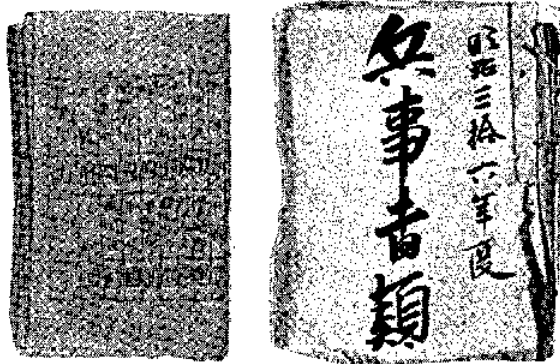
露艦隊の列は既に散れたる所あるを見受けたり而して露の戦艦三隻及び大なる巡洋艦一隻は日本の水雷を受けたるものと思はれ港口を距る事遠からざる位置に於て半死半生の態となり居たり

東京電報

●仁川の海戦公報 二日午後三時三十分仁川海戦は日露艦隊の衝突に終つた

九日正午露艦隊が仁川及びコレープ仁川より出て来る我艦隊之を八尾島以西に襲撃す砲戦三十五分の後俄に仁川港に退却せり午後四時三十分コレープは擡發し其後コレープ及び露國汽船スナガチも破壊沈没せり我艦隊は一の死傷者なく艦隊も損害なし軍兵大

写241 日露戦争開戦の号外（「大阪朝日」明治37年2月10日）



写242 兵士動員の準備書類（市役所文書）

った。この結果、日露の対立は決定的となり、一九〇二（明治三五）年に締結された日英同盟を背景に、政府部内では日露開戦の機運がたかまりつつあった。一九〇三（明治三六）年には満州におけるロシア軍の動きに注目しながら、開戦にそなえて動員準備がすすめられていた。同年三月二八日には三島郡役所第一課長から富田村長あてに徴兵適齢者で所在不明のため徴集延期中の者の所在を発見した場合はその都度報告するようにとの命令があったとの通達が出されている。ついで同年四月一五日には三島郡役所第一課より富田村長あてに「町村役場ニ於ケル陸軍召集準備事務検査規格」も達せられた。それは「一召集令交付時間調査表 二使丁差立区域表」にはじまる動員についての準備書類、要具などを詳細に定めたものであった。

〔近現代
九三〕

そのような中で、同年四月には神戸沖において天皇を迎えての大観艦式が挙行された。戦艦三笠をはじめ、主力艦のほとんどがイギリスに発注した最新鋭の軍艦であった。それらは日清戦後すめられた海軍の大拡張計画にもとづいて前年末までに建造されたものであった。

ついで同年十一月には、再び天皇統監のもとに陸軍特別大演習が播州平野で行われた。新設の第一〇・第一（普通寺）師団と既設の第五（広島）師団による演習である。演習を前にして第一〇師団の物資調査が高

Ⅶ 近代の高槻

槻地方でも実施された。糧秣・雜貨をはじめ薪炭・紙・皮革・塩・梅干・漬物・家畜・車両・職人の種類と数にいたるまで徹底的に調査された。これは、非常時における徴発に備えた調査であった。

日露戦争と 一九〇四（明治三七）年二月四日
高槻の兵士 日、ロシアとの国交断絶が決定され、同月八日には、先遣部隊の韓国仁川への上陸と同地停泊中のロシア軍艦への砲撃をもって日露の戦端が開かれ、同月一〇日には遂に宣戦が布告された。高槻市城出身の兵士が属する姫路の第一〇師団に動員令が下されたのは四月一六日であった。高槻市城の兵士が属した歩兵第三九連隊は五月七日師団の先頭をきって姫路を出発し、神戸港から乗船して大孤山の南西、南尖澳に上陸した。第一〇師団は独立師団として第一軍と第二軍の間隙を埋めるように北進し、やがて第四軍の編制下に入って遼陽攻撃に加わった。六月はじめには第一〇師団の後備兵の召集があり、この応召兵をもって組織された

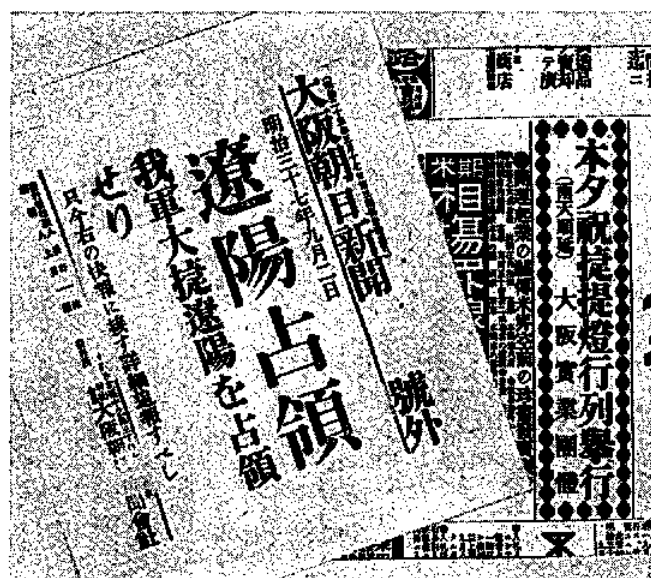
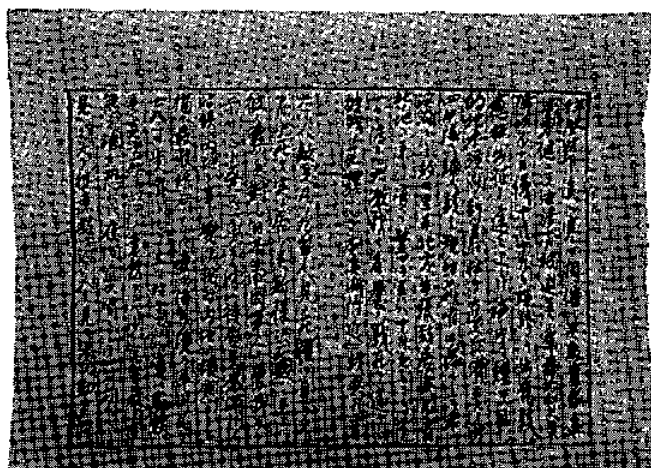


写真248 遼陽城陥落の報道（「大阪朝日」明治37年9月2日）



写244 中国東北（満州）からの兵士の手紙（小方家文書）

後備歩兵第三九連隊は、六月二七日に姫路を出発した。これも緒戦に朝鮮半島に上陸して以来、北進をつづけていた第一軍の戦闘序列に入り、遼陽攻撃に加わった。遼陽は九月四日に陥落した〔川西市史第三巻、一八五頁・一八六頁〕。高槻市域の町や村々でも戦勝を祝った。

富田村出身の第三九連隊の兵士好田留造は一九〇四（明治三七）年一〇月二六日付の村長小方七郎にあてた手紙の中で「敵の主力ハ奉天鉄嶺ニ有リ、十月十五日夜襲シテ一ツノ山ヲ占領セリ、我ガ死傷者モ沢山、敵ハ死屍スニ山ヲ築ク如ク〔近現代九四〕と書いている。同じく富田村出身の後備歩兵第三九連隊の兵士井上由松は同年一二月七日付の村長小方七郎あての手紙の中で「不肖此ノ地へ来リ突ニ驚キ候ハ、十月九日ヨリ二十一日ニ渡タル大激戦ニ名譽ノ戦死ヲ遂ケシ彼我ノ死体ニシテ、本溪湖附近ニ我兵凡二百六十人、敵兵凡ソ九百人、其ノ死体ヲ見テ不肖決死ヲ定メ居リ候、……当満州ノ時候ハ内地ト事ト変リ、現時内地ノ極寒ヨリモ猶ホ敵數、昨今ナゾハ雪キ降り瀆ル事ト凡ソ七八寸、歩哨トシテ立ツ時ナソハ寒ニ甚敷候へ共、決死ヲ以テノ業務ナレバ少シモ苦敷キ事無之、唯ダ恐

ル、ハ夜間ノ歩哨ニシテ一寸前ヘハ見ヘズ、犬ノ徒歩致タスモ人ニ見ヘ、木ノ動ゴクモ人ニ見ヘ候」〔近現代〕と書いている。出征兵士の労苦の様子が手にとるように読みとれる。

一九〇五（明治三八）年一月一日、六カ月にわたる苦戦のすえによりやく旅順が陥落すると、旅順攻撃から解放された第三軍も加わって、ここにはじめて在満全軍を結集しての戦いが可能となり、奉天大会戦がはじまった。三月一日、日本軍の勝利に終わったものの、兵員も弾丸も底をつき、日本軍は退却するロシア軍を追撃することもできない有様であった。

日露戦争と 日露戦争は一九億八、四〇〇万円もの莫大な国費を費やした。政府はその費用をまかなうた

町村財政 め二回にわたり大増税を行った。まず一九〇四（明治三七）年三月、第一次の非常特別税法による増税を第二〇国会に提出し四月一日から実施した。これは地租・営業税・酒税・砂糖消費税・登録税・印紙税および関税などを大幅にふやし、煙草専売価格を引き上げるとともに毛織物と石油に対する消費税を新設して約六、二〇〇万円の増収をえることを企図したものであった。増収の七七パーセントが地租や勤労大衆の負担になる消費税および専売収入などであったことは注目しておかなければならない。この非常特別税法によって国民の負担が激増するのは当然であった。したがってこの特別税法には、国税増徴が地方税の増徴とむすびつかないようするため、臨時増徴額に對する地方税の付加税賦課を禁止したり、各種付加税の課税制限、制限外課税の限定などが定められ、国民負担を緩和することが考慮されていた。

内務省は、非常特別税法の公布にさきだち、一九〇四（明治三七）年二月、地方長官に通牒を発し、事業費および補助費の節減・中止ならびに繰り延べなどに関する基準を示し、また地方税を軽減するように勧奨

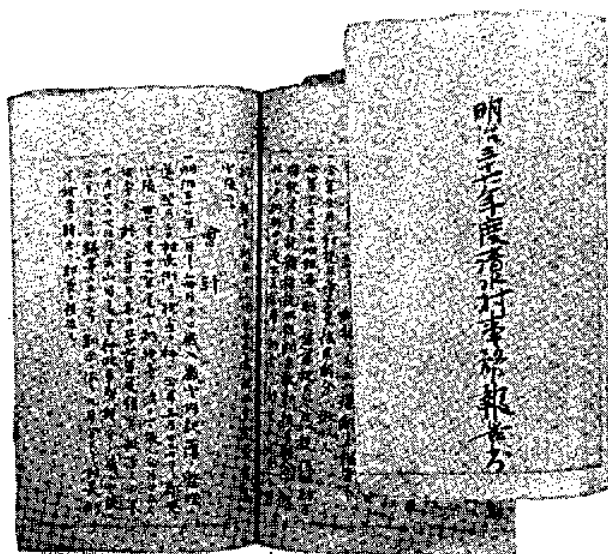
した。この通牒は、道路・官庁・校舎・病院・隔離所などの新営改築は、この際、中止あるいは繰り延べを行うこと、校舎が不足する場合は寺院または民家を用い、二部授業を行うこと、病院においても寺院あるいは民家を借り入れることなどを勧めている。戦費調達のための民生行政の圧縮は、このように徹底したものであった。

戦争がすすむにつれて、政府は、一九〇五（明治三八）年一月、さらにこの非常特別税法を改正し、直接税・間接税全般にわたって第二次の大増徴を行った。それとともに、相続税・通行税を新設し、塩専売制度を新設して、総額約七、四〇〇万円の増収をはかった。今回も地租や勤労大衆の負担増となる塩専売収入などが増税の大きな割合を占めた。地方税については、一九〇四（明治三七）年度の非常特別税法の規定が引き続き適用された。今度の国税増徴分についても付加税は禁止され、またあらたに鉤区付加税に制限率が設けられた。政府のこのような地方財政圧縮政策によって、民生行政が極端に切り下げられることになるにもかかわらず、府県会や市町村会では「軍国の財政計画が一番大切である」として決定の予算を更正し、経費を削減するものが多かった。

日露戦争と 日露戦争は、日清戦争と異なり、消費した戦費の額においても比較にならないほどの大戦争
町村住民 であったが、すでにみたところからも明らかのように、町村財政に与えた影響もまた大きかった。高槻町の財政（歳出）についてみよう。

歳出総計は、一九〇二（明治三五）年二、九三〇円二二銭八厘、一九〇三（明治三六）年二、七五一円九二銭九厘、一九〇四（明治三七）年二、四四〇円八二銭七厘、一九〇五（明治三八）年二、五九六円九三銭五厘、

Ⅶ 近代の高槻



写245 1904（明治37）年度清水村事務報告書（市役所文書）

一九〇六（明治三九）年二、四五四円六三銭、一九〇七（明治四〇）年二、七八〇円五一銭となっている。戦争のはじまる前年の一九〇三（明治三六）年には早くもその影響があらわれ、前年より一七八円二九銭余減り、さらに戦争のはじまった一九〇四（明治三七）年には、前年より三二一円余も減っている。一九〇三（明治三六）年の歳出規模に戻るのには、やっと一九〇七（明治四〇）年になってからである。

その内訳をまず衛生費についてみると、その影響は同じく一九〇三（明治三六）年にあらわれ、一九〇二（明治三五）年一〇円二〇銭、一九〇三（明治三六）年には五円八〇銭、一九〇四（明治三七）年五円二六銭、一九〇五（明治三八）年五円二〇銭、一九〇六（明治三九）年四円三〇銭と半減している。衛生費歳出については回復するのは一九一〇（明治四三）年になってからである。救助費（済費）などは、もともとたいした額ではなかったが、一九〇二（明治三五）年から一九〇四（明治三七）年の間は零である。勧業費も一九〇三（明治三六）年三〇円であったものが一九〇四（明治三七）年、

第二章 町村の政治と民衆

(村) 歳入表

町村税の歳入細目					第五款 使用料 及び 手数料	第六款 寄付金	第七款 雑収入	第八款 町債
地価割	営業割	営業税 付加税	所得税 付加税	戸別割				
円	円	円	円	円	円	円	円	円
△ 229,916	△ 18,788	—	—	△ 802,607	—	—	—	—
△ 327,384	△ 27,673	—	—	△ 1072,881	—	—	(見込現金) △ 00,000	—
△ 332,120	△ 31,040	—	○ 47,354	△ 1427,503	—	—	○ 8,911	—
△ 349,932	△ 109,644	—	—	△ 1248,900	—	7,095	○ 14,583	—
○ 352,378	○ 144,749	○ 45,318	○ 36,332	△ 1061,069	—	—	○ 32,458	—
○ 421,181	○ 95,752	○ 77,266	○ 44,158	△ 1184,515	○ 84,600	—	○ 19,943	—
△ 270,108	○ 119,875	○ 121,713	○ 133,328	△ 1308,223	○ 35,000	46,137	○ 34,606	—
△ 234,833	○ 155,281	△ 121,144	○ 136,925	△ 1334,035	○ 51,000	—	○ 35,838	—
△ 248,685	○ 164,017	○ 133,535	△ 115,929	△ 1582,042	○ 55,700	5,284	○ 33,728	—
△ 299,606	○ 206,518	○ 137,060	○ 183,370	△ 1805,860	○ 58,850	△ 25,800	△ 19,495	—
△ 384,520	○ 271,560	△ 130,100	○ 220,240	△ 1707,950	○ 64,540	△ 13,137	○ 94,572	—
△ 390,050	△ 175,750	△ 89,960	○ 137,500	△ 1223,330	○ 71,130	11,597	○ 39,029	—
○ 390,780	○ 143,330	△ 165,570	○ 129,830	△ 1831,700	○ 78,280	—	△ 9,760	—
○ 390,030	○ 165,950	△ 134,430	○ 119,040	△ 1356,670	○ 66,430	—	○ 81,800	—
△ 384,143	○ 198,240	△ 130,570	○ 135,740	△ 2349,190	○ 59,700	0000,000	○ 75,550	—
△ 372,555	○ 225,395	○ 168,570	○ 164,105	△ 2035,020	○ 44,600	—	○ 99,170	—
○ 570,675	○ 342,390	○ 191,080	○ 240,875	○ 2776,620	○ 46,800	11,272	○ 145,920	—
○ 565,920	○ 376,430	○ 266,950	○ 293,980	△ 3494,040	○ 51,700	28,871	○ 54,730	2600,000

Ⅶ 近代の高槻

表107(A) 高 槻 町

年度	歳入 費目 合 計	第 一 款 歳 越 金	第 二 款 町 村 交 付 金	交付金の歳入細目		第 三 款 府 税 補 助 金	第 四 款 町 村 税
				国 庫 下 該 金	府 税 下 該 金		
	円	円	円	円	円	円	円
26	○ 1078,919	○ 173,524	△ 34,065	△ 11,658	△ 22,427	19,999	△ 851,311
27	○ 1585,490	○ 120,364	○ 37,188	○ 12,163	○ 25,025	△ 00,000	△ 1427,938
28	△ 1890,320	—	○ 43,392	○ 16,428	○ 26,966	—	△ 1838,017
29	○ 1799,377	—	○ 52,669	△ 8,654	○ 44,015	16,554	△ 1708,476
30	○ 1699,372	—	△ 27,068	△ 12,433	△ 14,635	—	○ 1639,846
31	○ 2004,228	—	△ 76,803	○ 20,440	△ 56,363	—	△ 1822,882
32	○ 2267,170	—	○ 90,528	○ 25,415	○ 65,113	107,652	○ 1953,247
33	○ 2454,842	○ 261,242	○ 96,014	○ 29,718	○ 66,296	△ 00,000	○ 1982,218
34	△ 2602,801	○ 138,107	○ 105,848	○ 33,621	○ 72,227	△ 7,926	△ 2244,208
35	△ 3034,615	△ 183,362	△ 77,781	△ 17,862	○ 59,919	△ 36,911	○ 2632,416
36	○ 3112,535	○ 104,387	△ 77,982	△ 6,495	○ 71,487	△ 43,547	○ 2714,370
37	○ 2626,539	○ 360,606	○ 105,332	○ 53,568	△ 51,764	△ 22,255	○ 2016,590
38	○ 3065,415	○ 185,712	○ 111,626	○ 51,434	○ 60,192	△ 18,827	△ 2661,230
39	○ 2887,084	○ 468,480	△ 91,074	△ 36,332	○ 54,742	△ 13,180	△ 2166,120
40	△ 3867,534	△ 422,454	△ 103,887	△ 33,970	○ 69,917	△ 8,060	△ 3197,683
41	○ 4322,834	○ 1087,024	△ 103,875	△ 42,040	○ 61,835	△ 22,520	△ 2965,645
42	○ 5489,015	○ 919,401	○ 218,642	○ 155,090	○ 63,552	△ 25,340	○ 4121,640
43	○ 9234,160	○ 1124,869	○ 239,760	○ 176,000	○ 63,760	○ 166,910	○ 4967,320

第二章 町村の政治と民衆

(村) 歳 出 表

及 負 担 の 歳 出 細 目				第六款	第七款	第八款	第九款	第十款
三 高 郡 々 費	組合高等 小学校費	組合専修 小学校費	(その他)	勸業費	土木費	警備費	(諸費)	予備費
円	円	円	円	円	円	円	円	円
—	—	369,728	—	—	22,222	—	(衆議院議員選挙費) △ 1,500	—
—	649,867	107,137	(両郡全村組合費) 7,545	—	△ 00,000	—	(同上) ○ 1,250	△ 00,000
—	177,253	686,866	(同上) 17,712	—	—	—	—	△ 00,000
—	175,274	663,445	(島本村外31ヶ村組合費) 17,690	—	23,649	—	—	△ 8,313
—	172,245	622,178	(同上) 35,820	—	—	—	—	△ 00,000
22,411	186,584	698,794	(同上) 18,687	△ 17,529	—	—	—	△ 00,000
35,518	192,059	635,732	—	△ 00,000	153,789	—	—	△ 00,000
25,156	272,749	765,664	(臨) 府費負担 142,189	10,000	—	—	—	△ 00,000
34,858	314,460	976,591	—	25,000	13,210	—	—	△ 00,000
43,821	340,824	1308,154	—	25,000	△ 43,000	—	—	△ 00,000
35,632	341,522	990,952	—	30,000	△ 21,894	△ 194,260	—	△ 00,000
20,808	△ 290,230	936,650	—	10,000	△ 6,510	19,327	—	—
20,046	532,828	994,020	—	10,000	—	14,100	(役) △ 0,000	△ 00,000
19,306	253,502	1039,070	—	25,000	—	△ 25,060	(役) △ 0,000	△ 00,000
26,360	345,772	1181,670	—	25,000	—	△ 6,000	(役) △ 0,625 (雑支出) △ 000,000	△ 00,000
35,233	392,706	1439,496	—	25,000	—	△ 24,800	(役) △ 4,180 (遊樂會費) △ 111,433	△ 00,000
49,296	412,832	1794,508	—	25,000	(臨)(補) 28,162	△ 26,900 (臨) △ 224,700	(役) △ 1,980 (臨) (土地買収費) △ 49,000 (雑支出) △ 101,490	△ 00,000
55,269	422,250	4813,162	—	25,000	(臨) △ 168,809	△ 63,800 (臨) △ 269,000	—	△ 00,000

○印は予算に対する歳入・歳出額の増加を示す。

△印は予算に対する歳入・歳出額の減少を示す。

(臨)は臨時費を示す。

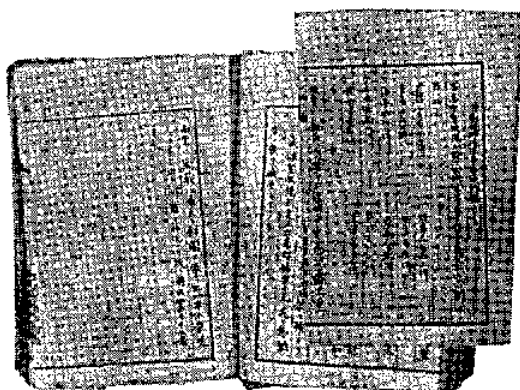
(役)は役場修繕費を示す。

(道)は道路修繕費を示す。

Ⅶ 近代の高槻

表107(B) 高 槻 町

支出費目 年度	合 計	第一款 役場費	第二款 会議費	第三款 衛生費	第四款 救助費 (済費費)	第五款 諸税及負担	諸 税 町村有 地 租
円	円	円	円	円	円	円	円
18	△ 953,555	△ 531,391	14,800	△ 18,914	△ 00,000	369,728	—
27	△ 1424,018	△ 607,696	15,500	△ 31,523	△ 3,500	764,549	—
28	△ 1885,994	△ 622,533	20,900	○ 359,659	△ 1,071	881,831	—
29	△ 1733,147	○ 673,622	23,900	△ 146,677	△ 0,000	○ 856,986	0.371 (同上割) ○ 0.206
30	△ 1620,523	○ 731,630	△ 17,180	△ 38,755	△ 2,160	○ 830,798	△ 0.555
31	△ 1880,659	△ 844,093	29,600	△ 60,700	△ 1,400	△ 927,337	△ 0.861
32	△ 2005,928	△ 914,127	△ 18,380	△ 55,575	△ 0,000	△ 864,057	△ 0.748
33	△ 2316,735	○ 947,225	△ 29,440	△ 119,925	△ 2,283	○ 1065,673 (債) 142,189	△ 1.104
34	△ 2419,439	○ 955,502	30,300	△ 65,702	△ 3,000	△ 1326,725	△ 0.816
35	△ 2930,228	○ 1022,511	10,200	△ 135,967	△ 0,000	△ 1693,550	△ 0.760
36	△ 2751,929	○ 1087,692	5,800	△ 63,417	△ 0,000	△ 1368,866	△ 0.760
37	△ 2440,827	○ 1087,907	5,360	△ 62,755	△ 0,000	△ 1249,068	○ 1.390
38	△ 2596,935	△ 961,346	5,200	△ 55,945	△ 1,600	△ 1548,744	○ 1.850
39	△ 2454,630	△ 1042,009	4,300	△ 28,875	○ 5,658	○ 1323,728	△ 1.850
40	△ 2780,510	△ 1093,538	5,360	△ 87,090	△ 9,095	△ 1553,802	△ 0.000
41	△ 3403,433	○ 1336,650	5,660	△ 28,175	△ 00,000	1867,435	—
42	△ 4364,146	○ 1490,650	△ 5,000	△ 37,280 (債) △ 265,108	△ 00,000	2257,366	0.730
43	△ 7997,155	△ 1712,242	○ 12,440	△ 203,880 (債) △ 100,180	△ 0,000	5291,314	0.630



写246 1905（明治38）年度高槻町事務報告書
（市役所文書）

一九〇五（明治三八）年の両度は三分の一の二〇円に減っている。土木費にいたっては一九〇四（明治三七）年から一九〇八（明治四二）年の間は歳出表の款目それ自体が削除されている。

このように高槻町の歳出表をみただけでも、日露戦争が、いかに町村住民の福祉を犠牲にして戦われた戦争であったかを一目瞭然と示しているといえよう。

さらに加えて町村住民は戦費を賄う国債の募集にも応じなければならなかった。日露戦争の戦費、総額一九億八、四〇〇万円のうち四〇パーセントを外国債が占め、三六パーセントを内国債が占めた。戦費の七六パーセントを借金にたよっていたのである。内国債には五回にわたって発行された国庫債券と臨時事件公債とがあり、総額六億八、〇〇〇万円であった。これが町村住民に割りあてられたのである。町村長は割当額を消化するために大変な労苦を強いられた。

一九〇四（明治三七）年度の清水村の「事務報告書」には、まず三月二日の記事に「今回ノ時局ノ必要ヨリ軍事公債募集ノ協議会ヲ執行シ、参万八千七百円ノ応募者ヲ得、殆ンド予定額ニ超過スルノ好成绩ヲ為タリ」。ついで六月二日の記事には「第二回国債応募ノ件ニ付協議会執行シタル結果、幸ヒ予定額ニ達スルヲ得タリ」とあり、さらに一〇月二五日の記事に「本日第三回国債募集ノ件ニ付勧誘シタル結果、予定額ニ達ス

ルモノト為タリ」とある。また翌一九〇五（明治三八）年の清水村の「事務報告書」の三月二三日の記事には「第三回国庫債券募集ニ付協議会ヲ開キタルニ応募額ハ壹万五千元ニシテ本村受高ノ約二層倍ニ達スルノ好況ヲ得タリ」とあり、ついで五月二日の記事には「第五回国庫債券募集ニ付協議会ヲ開設セシ処、申込額一万三千六百円ニシテ是亦予想ヨリ超過セリ」とある。

これらの記事によると約三カ月ないし四カ月に一回の割で、公債や国債の割り当てが行われていたことが知られる。清水村の「事務報告書」では、すべて好成績を収めたことになっているから、村長は公債や国債に応募する村民をかなり叱咤激励したものと思われる。

町村住民を苦しめたのは、公債や国債だけではなく、そのうえ増税が追い打ちをかけた。一九〇四（明治三七）年四月、すでに述べたように非常特別税法が公布され、地租は二倍に、酒・砂糖・醤油・毛織物などの消費にかかる間接税は四倍になった。これらの増税の大部分は町村住民や都市住民の負担となったのである。

このような負担を負いながらも町村住民は出征者家族の救護にもあたらなければならなかった。たとえば一九〇四（明治三七）年、清水村では、設立されたばかりの在郷軍人会に寄付金六六八円二〇銭を集めさせ、これを出征者家族の救護に充当している。政府は町村住民を日露戦争にかりだしながら、その遺された家族の世話まで、町村住民にさせたのである。なお清水村では一九〇四（明治三七）年に、四名の戦死者を出している。戦争の影響は以上のようなことだけではなかった。戦争によって一般に商業は不況であった。一九〇五（明治三八）年度の「高槻町事務報告書」は、「商業」について「開戦以来大ニ影響ヲ蒙リ、不一方不景況氣ヲ来シ、実ニ困難ノ状況アリ、故ニ転止業ヲナス者僅少ナラス」と記している。

第四節 工兵隊誘致事件

軍備拡張

一九〇五（明治三八）年五月二七日の日本海海戦は日本の勝利に終わった。もはや満州での戦いをつづける力をなくしていた日本にとって、この勝利は戦争を終わらせるよい機会であった。勝利は賠償要求を放棄することによって、ようやく成立し、同年九月五日ポーツマス条約が調印された。しかしロシアの強硬な態度によって賠償要求を放棄せざるをえなかったことは、各地に講和条約反対の運動をひきおこすことになった。戦争中苦しい生活を強いられ、賠償に大きな期待を寄せていた人が多かったからである。東京などの大都市では講和条約反対の大会が開かれ、政府系の御用新聞社や警察署・交番所が襲われた。

このように賠償要求を放棄した講和条約であったが、この条約にもとづいて遼東半島の租借権を獲得し、南満州鉄道を経営し、韓国を保護国として大陸経営の拠点を確保した日本は、その後の大陸経営のためにも軍備の拡張が必要であった。一九〇七（明治四〇）年九月、陸軍平時編成が改正され、師団の増設が確定した。日露戦争末期に臨時に編成された第一三ないし一六の四個師団を常設師団とし、



写真247 工兵隊営門跡（市内城内町）

さらに第一七・一八の二個師団を新設した。一八八八（明治二一）年に六個師団で発足した常備師団が、日清戦争で六個師団ずつ増設され、わずかに二〇年間に三倍にもなったのである。この師団の増設によって軍管区も改正され、高槻市域が主として属する三島郡は、兵庫県の多紀・有馬・川辺の三郡と大阪府の豊能・北河内の三郡とともに第四師管区篠山連隊区に所属することとなった〔「川西市史」第三巻、一九〇頁、一九一頁。〕。

工兵隊誘致

この軍管区の改正の結果、これまで京都府紀伊郡伏見町にあった第四師団工兵隊が移転することになり、その候補地として高槻町があげられていることが新聞に報道された。工兵隊の誘致については和歌山市などでも、猛烈な運動を行っていたが、高槻町でも有志の者が誘致のため次のような請願書を一九〇七（明治四〇）年五月一八日陸軍大臣寺内正毅あてに提出している。

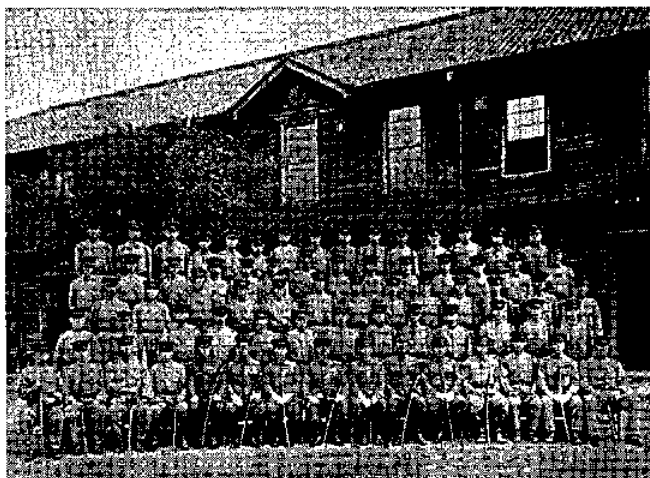
請願書

今回陸軍拡張に付師団及び分営増設相成候処、確固仕候。之に付既設管区御変更相成候時は高槻町へ官所設置被成下度町民一統切望仕候。若し其場合に際し候得は財力の堪へ得る限り土地献納百事尽力仕度心念に御座候。当町は旧永井家の居所せし所にして人情高潔武士道に富み、兵の士気を鼓舞するに足る土地高燥水質純良風土病なく頗る衛生に適し、北は鉄道に接して一帯の山脈を負ひ、東は澁川に沿ひ水陸ともに交通の便を有し、物質又豊富。大阪師団基地を距る僅かに五里、若し夫れ工兵隊等を設置せらるゝに於ては、自然の形勢実に適切な位置と思考仕候。何卒特別御詮議の上は御採用被下度、茲に町民を代表し伏て請願仕候也。

明治四十五年五月一八日

高槻藩主

子爵永井直諒代



写248 工兵隊兵舎前での記念撮影（長沢喜代造氏提供）

の運動場として使用してきた旧城内本丸の公有地七段一畝五歩（約七・〇五アール）を、高槻町からは旧城内の土地（避病舎敷地）九町四段一步（約九四アール）を、それぞれ町費で買収して、陸軍省に寄附することと

ついで同年七月一九日には、町民大会が開かれ、「我等ハ陸軍所要ノ土地三万五千坪ヲ献納シ、相当ノ負担ニ堪へ、極力工兵隊ノ設置セラレンコトヲ切望ス」との決議が行われた。

このほか高槻町では三島郡出身の衆議院議員植場平に工兵隊兵舎の誘致運動を依頼する一方では、誘致派の町長里田操が、工兵隊の兵営・病院・練兵場用地として、高槻町ほか一カ村学校組合からは、従来高槻尋常小学校

陸軍大臣子爵 寺内正毅殿

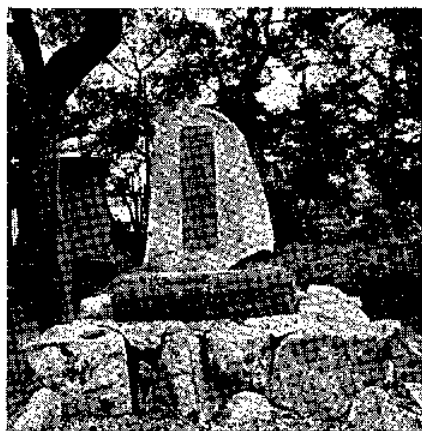
中村 元嘉 里田 操 堀六左衛門
近藤 綱藏 田部近次郎 尾崎 衛吉
西島田吉郎 小宮山九郎 阪口新之丞
島川文太郎 谷村 五郎 藪 重 正
岸田亀次郎 前川市三郎 猪瀬 義考
菊井 福松 境田 弘吉 上西松太郎
湯浅 宗貫 元田 章 須川信次郎

した。この結果、工兵第四大隊は高槻町旧城内へ移転することを決定した。

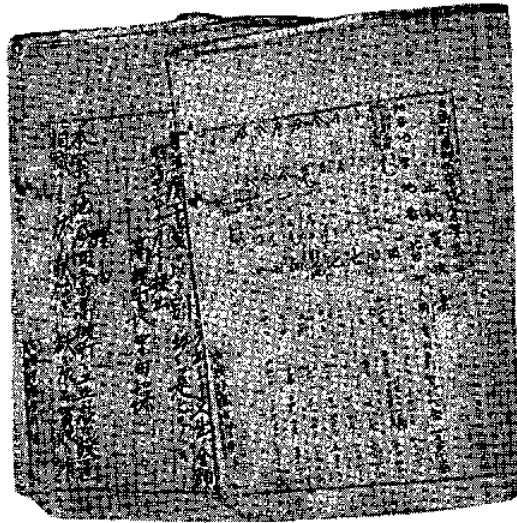
陸軍省では、一九〇八（明治四一）年春より建築工事に取りかかり、翌年三月完工、工兵第四大隊は大隊長以下兵員五五〇余名が新兵舎に移転した。一九一二（大正元）年七月三一日には、土地寄付に対して賞賛局から高槻町に金杯一組、高槻町ほか一カ村学校組合に銀杯一箇を下付されている。

このように工兵隊誘致を企てた町の意図は、廃藩以後、衰退した高槻町を発展させるためにあり、その効果もある程度期待できるものであった。そのため、一九〇七（明治四〇）年十一月七日里田町長は、土地買収に要する費用二万四、三五四円余、家屋移転料三、〇〇四円余、雑費三〇〇円、借入金利子四、九六二円余の支払いについては、高槻銀行からの借入金二万六八六円余および寄付金一万一、八三二円余をもってこれにあて、その借入金は、町税（戸別割）と寄付金によって償還することをそれぞれ、町議会にはかり議決した。この町会議決にもとづいて町長は、同年二月五日付徴税令書をもって町税を賦課した。

工兵隊兵舎敷地 ところが翌（一九〇八）年の二月一七日に買収費問題 になって、高槻町町会議員阪口新之丞ほか一一名の町民が、工兵隊兵舎誘致のための敷地の買収費は「町村自治」に必要な経費ではないから、町税によって買収費借入金を償還することは違法である、との理由から、町会決



写249 工兵第4連隊勲記念碑（市内城内町）



写250 工兵隊誘致関係の書類（市役所文書）

議取り消しの訴願書を提出した。

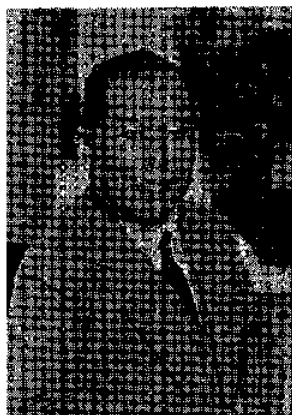
里田町長は、高槻町協議会を結成し、自らが会長となって、高槻町に住居している者は協議費負担の義務ありとする強制加入の組織によって、買収費を償還しようと企てたが〔近現代〕、結局は成功せず、里田町長は、一九〇九（明治四二）年五月、満期退職するにいたった。

その後、植場平が町長となり、協議費によって償還をはかったが、今回も成功しなかった。このことを知った高槻町在郷軍人会では、町民の寄附によって土地買収費借入金の償還をはかることを計画し、町民をかなり強引に説得・勧誘して大方

の承諾をえた。ところが、今度は在郷軍人会内部に紛争が生じ、そのため、町民の寄附承諾書を植場町長に手渡せないまま、植場町長は退職してしまった。

一九一二（明治四五）年四月、郡正光が町長に就任した。しかし、在郷軍人会の内紛は依然として続き、容易に解決しそうにもなかった。郡町長は、これを解決するため、一九一二（大正元）年八月二〇日、町会議員を召集した。当日は、郡正光・島川文太郎・阪口新之丞・湯浅宗實・赤松吉敦・清水馬之助・谷村五郎ら

Ⅶ 近代の高槻



写251 郡正光高槻町長
(郡美智子氏提供)

七名が出席した。彼らは協議の結果、島川・湯浅の両名がまず在郷軍人会の副会長から内情を聴取することとした。

同年九月一日には町会議員が集会し、この問題の解決のためには、一団体を組織する必要があるとの結論になり、工兵隊設置請願代表者と現町会議員をもって有志団体が組織されることとなった。同九月一日には町会議員の集会が開かれた。当日の出席者は、上西松太郎・菊井福松・湯浅宗寅・阪口新之丞・岸田亀次郎・須川信次郎・尾崎衛吉・堀六左衛門・谷村五郎・清水馬之助・境田弘吉・西島田吉郎・赤松吉教らであった。彼らは有志団体を組織し、在郷軍人会への交渉委員として、島川・尾崎・谷村・赤松・湯浅ら五名を選任した。九月一三日には交渉委員会が開かれ、在郷軍人会との交渉方針が決められた。ついで二月二日、在郷軍人会と交渉委員との会合が行われ、二月九日によりやく両者の間で覚書が交換されるにいった。

翌一九一三(大正二)年一月六日・一日の両日、覚書条件を報告する有志団体会が開かれたが、欠席者が多かったため、交渉委員が手分けして欠席者を訪ね、覚書を説明して同意を求めた。こうして六カ月が経過し、同年七月三十一日にいたって覚書の条件にしたがい、有志団体は費用弁償と引きかえに寄附調印書類を受領した。費用弁償は郡町長が立て替えて、在郷軍人会に支払われた。同年九月一日・一九日の両日には、さらに交渉委員会が開かれ、在郷軍人会に交付した費用弁償に要した金は、敷地買収当時の協議費の

残金および農会が請け負っている工兵隊下肥の利益によって決済することが決定された。この際、あわせて将来の実行方法調査委員を選任することも決定された。九月二日には、実行方法調査委員として島川・藏重正・尾崎・谷村・赤松・菊井・清水が選任された。一月五日、実行方法調査委員会において講会の設立による掛金と里道の整理償却代金とによって費用弁償に充当する方法が決定された。

講会設置

同一二日には有志団体会が開かれ、実行方法調査委員会の結果が報告され、賛成をえて、ただちに講会設立の委員として、赤松・菊井・清水・谷村・尾崎・島川の六名が選挙された。二四日の有志団体会では、前記六名に町長郡正光を加えて七名の委員に、講会規約の作成、認可手続など、講会設立にいたるまでの事務を一任することが決められた。

当時、講会は、大阪府令によって、設置期間一〇年以下でなければ許可されない規則になっていたため、郡町長は、府知事・警察部長に工兵隊兵舎敷地献納に関する諸事情および工兵隊兵舎敷地購入に要した費用を講会によって支払うためには講会設置期間が一〇年以上におよぶおそれのあることを説明し、講会規制の改正を要望した。この改正に当たっては府會議員岸田龜次郎もおおいに尽力した。

その結果、大阪府は、一九一四（大正三）年四月六日、講会規則の改正を行った。翌七日には、早速前記七名の者が委員会を開き、講会規約の草案起草に着手した。同月一四日には有志団体会が開かれ、(一)、管理人の定数および選定は町長および六名の委員に一任すること、(二)、会員募集を高槻町は五月五日、他町村は五月一五日までとし、発起人にて募集することが決議された。同時に当日の委員会で講主を郡正光、管理人を湯浅・島川・須川・尾崎・田中忠三郎・谷村・井上清次郎・岸田・堀六左衛門・清水・菊井・赤松・西

Ⅶ 近代の高槻

島・横山勇吉ら一四名に決定した。こうして四月二十五日に管理人会、同二七日発起人会が開かれ、同二九日には講会（共益会）認可申請書が高槻警察署分署に提出された。

五月一日になって、認可がおり、ここに講会（共益会）が設立されることになった。こうして各管理人は、それぞれ分担区を定めて、会員の募集に奔走した結果、八月一日には、一号（二八〇〇円）八組、二号（九〇〇円）四組、三号（四五〇円）一〇組が結成された。同二五日には、初会の開設、初会の掛金・剰余金の割り戻しなどすべてについて、設置された富田分区分区・如是分区分区・上田分区分区・出屋敷分区分区・川之町分区分区ごとに処理することが決定された。

こうした経過の間に、高槻町が工兵隊兵舎敷地として献納した土地の購入費用、すなわち敷地買収費負債の残金は、一九一四（大正三）年二月までに、元利金ともに二万六、六七九円五九銭となった。これについ



写252 工兵第4連隊のものの兵舎（航空写真・高槻市立第一中学校提供）

ては、まず一九一五（大正四）年二月の講会（共益会）初会の際に各号八組の収入金一万一、〇〇〇円が返却され、残金は講会九年目の収入金と寄附金などによって返却償還されることとなり、工兵隊兵舎敷地買収費負債の償還問題は、ようやく解決されたのである。

郡町長は、右の経過の進行するなかで一九一五（大正四年）年四月二八日の町議会上に工兵隊兵舎買収費の町税による賦課を同年二月五日をもって取り消す旨の裁決を行い、既納の町税戸別割を還付することを提案し可決された〔近現代〕。

以上、工兵隊兵舎敷地買収費負債の償還問題をめぐる諸経過は、阪口新之丞が工兵隊誘致の寺内陸相あての請願書に名を連ねていることから判断すれば、工兵隊誘致反対運動では決してないが、日露戦争後、軍備拡張政策が進行するなかで、「町村自治」の本旨を問いかけたもので、その本旨を貫徹した阪口ほか一一名の町民の勇氣ある行動は、高く評価されてよいであらう。

工兵隊　すでに述べたように一九〇九（明治四二）年の工兵第四大隊の高槻町設置は、その用地買収の軌跡　借入金の処理問題をめぐって設置前後の数年間にわたる紛糾を発生せしめ、その難題の解決をめぐる町長らをはじめとする町当局の深い苦悩がその誘致過程をいろどっていたが、このようにして工兵隊はその設置当初より高槻町に大きな波紋を投じたのであり、以後も旧島上郡全城と密接な関係をもつ存在となった。

一九〇七（明治四〇）年十一月七日、高槻町議会上に上程された工兵隊への献納地買収案件の提案理由には「一ハ陸軍拡張ニ対シ貢獻」とともに、町当局の思惑として「二ハ当高槻町ハ廢藩以降年々衰退シ、他二

VII 近代の高槻

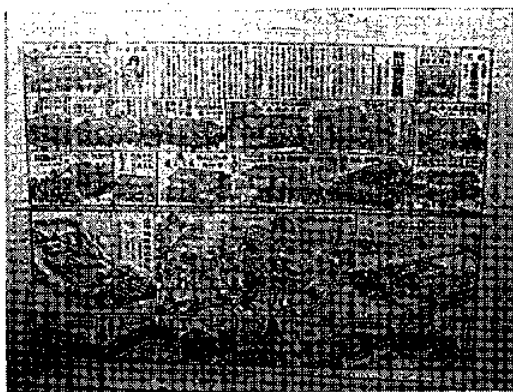


写真253 高槻町・芥川町著名商店紹介（市役所文書）

物産ト称ス可^{ヘキナク}、人口ハ月ニ日ニ減少シ、就中商工業者ノ如キハ現時苦境ノ極ニ陥レリ、然ルニ幸ヒ該堂所設置相成ル以上ハ、将来ニ於テ当町モ大ニ発展シ、必ラス往年ニ挽回シ、利益ナルハ予期」できると述べていた。高槻町の商工業を状況へ導く存在として、経済的側面からの工兵隊への期待がよみとれるのである。しかし、当時の商工業の不振の真因は、一九〇八（明治四一）年初頭にはじまる日露戦後恐慌の到来と、軍拡をめざす増税政策の推進などにあつたのであつた。とくにこの増税政策に対する反発は、当時全国

各地で悪税反対運動をよびおこしたのであり、工兵隊用地買収の借入金にからむ高槻町の紛糾もこの脈絡の中で発生したものと考えられ、「大正デモクラシー」へ接続するものであつた。すなわち、一九〇八（明治四一）年に発生した借入金の戸別割町税による償還に反対する一〇〇名を越す町民の動きは、当時の全国的な悪税反対運動の波と同質のものであつたといえよう。「一九〇八年初頭に全国的規模でおこつた悪税反対運動は、政府の特権的庇護を受けぬ広汎なブルジョワジーの、軍国主義財政廃棄を要求する政治運動であつた。『大正デモクラシー』（松尾尊祐）」。そして、この「運動のからもし出す軍国主義批判の風潮は、生活苦になやむ無産動労大衆や、新興の都市中間層をも包みこんだ」^{〔前掲〕}。先の高槻町民の動きは一九一五（大正四）年にその主張を貫徹させるのであるが、この間

「第一次護憲運動」による大正政変の発生をみたのであった。

このような情勢下で、軍拡をめざす増税策による経済不振からぬけ出す道を、軍拡の所産である工兵隊の誘致に求めようとした町当局の考え方自身の中には大きな矛盾があったものといえよう。

工兵隊設置から約二〇年あまり後の一九三〇（昭和五）年一月発行の『高槻町・芥川町観光パノラマ地図』付表の「著名高槻町・芥川町営業家紹介欄」によると、工兵隊の「陸軍御用達」商人として「万仙」（料飲店）、「高木金時堂」（日用品等販売）、「川井写真館」の三店があげられており、また高槻町農会が工兵隊の下肥汲取を請け負うというような直接的な経済関係が町場や農村部との間で成立していたのであるが、このほか、入退官時や面会の際に訪れる各地の人々や兵士などを対象に商工業が一定の刺激を与えられたのも事実であり、たとえば先述の「高木金時堂」の場合も主として退官時の記念品の出張販売を営んでいたものであった。

しかし、工兵隊の設置による経済的利潤を主として直接手にできたのは一部の「陸軍御用達」商人に限られていたと考えられ、彼らは一方では町会議員やそれに付随する地方名望家層に属していた人たちでもあった。先述の「川井写真館」を経営していた川井末吉は、日露戦争中に奉天会戦で負傷して表彰をうけ、また在郷軍人会高槻町分会の創立や工兵隊誘致に尽力した人物で、一九二七（昭和二）年には町会議員に当選していた。また「大正十四年頃より工兵第四大隊の指定「陸軍御用達」商人として工兵隊に於ける、各種の建築物を始め、架橋演習場、成合の射撃場及び、郡家の作業場等の各種工事の用命を受け、近くは昭和七年三月、工兵第四大隊に於て、某方面に出動すべき兵員の非常召集が行はれ、北練兵場に建設せらる構築物の工事を命ぜられ」（『高槻町全誌』）という経歴の持主である植場善太郎も、大冠村会議員・高槻町会議員を歴任した名望家であ

った。そのほか「明治四十二年三月より木材販売の外に、土木建築請負業を開始し、工兵第四大隊の高槻に移転以来、御用連商人として磐手村大字成合の陸軍射撃場はじめ、其他兵舎の建築工事に従事し」〔前掲〕ていた木村伊三郎も高槻町会議員になっており、「北大手の白伊」と称する旧高槻藩の御用商人という家系の出身であった。

災害復旧と 工兵隊が町や村へ寄与した点では、経済的分野
工 兵 隊 よりむしろその特性を生かした災害時の救援活動や土木工事の分野があった。

後述されている一九一七（大正六）年一〇月の「大塚切れ」による洪水に際しては、堤防の防禦や鉄舟による難民救済活動などに警察や町村役場と協力し合って大きな役割を果たした。さらに一九三四（昭和九）年九月の暴風雨（室戸台風）の際には、不幸にして芥川・如是の二小学校の校舎が倒壊し、そのため教員二名、児童三五名が死亡、一六三名が負傷する惨事を招来したのであるが、その救出作業にも出動して活躍したのであった。さらにこの翌三五年六月末の豪雨による芥川洪水の際にも防禦作業に出動したが、この時には不幸にも工兵隊兵士一名の犠牲者を出したのであった。すなわち「（昭和一〇年六月二十九日）午前



写真254 倒壊した如是小学校
（「大阪府・暴風水害状況写真」より）

八時過ニ至リ工兵第四大隊ヨリ將兵約四十名ノ救援ヲ求メ、官民一致協力シテ防禦作業ニ従事セシ結果、幸ヒニ決潰ヲ免レタリ、然ルニ同作業ニ従事中ノ工兵第三中隊工兵上等兵北野小一郎君ハ危險ヲ冒シ、堤防上ニ在ル楓樹ニ攀チ登リ、鉄線捲附作業中樹木ト共ニ激流ニ没ハレ、約五十メートル下流ニ一旦姿ヲ現ハセシモ、其ノ後行衛不明トナリ、終ニ同人ヲ発見スルコトヲ得ズ、以後ハ工兵隊員ヲ始メ、在郷軍人分會員、青年團員、消防組員、一般有志等ガ毎日搜索ニ努ムルモ、其ノ甲斐ナク悲歎ニ暮レシガ、約一ヶ月半ノ後、兵庫県住吉海岸ニ死骸トナツテ漂着セシコトハ、誠ニ哀悼ニ堪ヘズ」〔昭和十年事務報「告警」高槻町役場〕ということと町会や町民より弔慰金が贈呈されたのであった。

一方、土木作業の分野における工兵隊と町との関連で注目されるのは、一九二八（昭和三）年に施工された高槻尋常小学校のプール建設であつた。同年一月より一〇月にかけて同校校舎の老朽化にとまなう新築移転工事が行われていたが、その間六月にはその敷地の盛土の採取地跡にプールの建設が決定された。そしてこのプール建設には工兵第四大隊第三中隊がその重架橋中隊としての作業演習の一環として町の依頼をうけて従事したのであり、同年六月より八月にかけて延二千数百名の兵士が動員されて完成をみたのであった。町当局としては町財政逼迫の折、労働賃金部分の消費が不要となつたことでも工兵隊に感謝するところ大であつた。

米騒動と 戦前の日本の軍隊は、一方では對外侵略と他民族抑圧の軍隊として、他方では国内支配と人
工兵隊 民統制の軍隊として内外にわたる二つの性格を烙印されていたが、高槻の工兵隊ももちろんその例外ではありえなかつた。特に後者の、時として日本人自身に敵対せざるをえない性格に「天皇の軍



写255 当時の篠山歩兵第70連隊（篠山町役場提供）

隊」たる姿が最もよく浮き彫りにされていたが、一九一八（大正七）年に発生した「米騒動」鎮圧に出動した高槻工兵隊の動向にもその姿がみてとれるのである。

高槻の工兵第四大隊が米騒動鎮圧に出動した先は尼崎市であった。一九一八（大正七）年七月二三日、富山県よりはじまった米騒動はその後全国的に波及していったが、尼崎市では八月一三日夜から民衆蜂起が発生し、市内各所の米商への販売要求にもとづく実力行動が展開された。このような状況をうけて翌一四日早朝より市会緊急協議会が開かれて、当分白米の供給販売を市営事業とする旨が決定され、その結果買取された在米は第一小学校校庭へ運ばれることになった。そして、その蓄積米の防備のために尼崎署より兵庫県に対し警察力の応援を依頼したが、神戸市における騒動鎮圧に手一杯で余裕なく拒絶されたため、知事に対する軍隊の出動要請となったのであった。しかし、軍隊の現地到着は遅れ、最初の工兵第四大隊一二六名が到着したのは一四日夜一〇時を過ぎてからであり、市当局を不安に陥れたのであった。その後、篠山の歩兵第七〇連隊より同日深夜から翌日早朝にかけて軍隊が派遣され、工兵第四大隊はそれらと交替して高槻へ帰営したが、その間さしたる大きな騒擾事件はなく、尼崎市の米騒動は

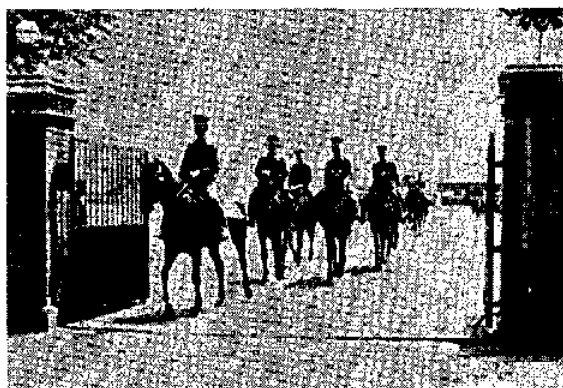
終結したのであった〔市史〕。

全国各地に続発した米騒動に対して「政府は一二〇地点にのべ九万二〇〇〇人もの軍隊を出動させ、民衆を鎮圧した。」

〔大正デモクラシー〕松尾章発〕のであるが、高槻の工兵第四大隊もその一端を担ったといえる。しかし、当時の陸軍省は出兵には慎重で、『出兵やむなし』という態度をきめたのちも①温情主義、②直接鎮圧行動の警察への委任、③早期引揚げということを基本方針としていた〔軍隊の語る日本の近代⑤黒羽清隆〕のであり、国民と軍隊との対立回避に腐心しており、先の尼崎市の米騒動の際にみられた軍隊の到着の遅れの一因もここにあったとみられる。

昭和期の 昭和恐慌が進行する中で社会的危機が深まり、
工兵隊 戦時体制への傾斜が強まる一九三一（昭和六）

年、「大高槻町」が六カ町村合併により結成されたが、同年四月二五日の結成祝賀会では工兵第四大隊長大久保寛三が「此併合が、地方行政ニ、産業ニ、教育ニ、各種ノ方面ニ、多大ノ利益ヲ与フルコトハ勿論デアリマスガ、私共ノ立場カラ申シマシテモ、元来高槻ノ工兵隊ト云フモ、其ノ実工兵科トシテ教練ヲ行フ架橋場、作業場、及射撃場等ハ、悉ク他ノ四ヶ町村ニ散在シテ、只々兵営ノミガ、高槻町ニ位置シタノデアリマシタガ、本年一月以降、名実共ニ純然タル高槻町ノ、工兵隊ト



写256 工兵隊に入隊する秩父宮殿下
〔高槻小学校100年史〕より〕

ナッタノデアリマス。是ガ為事務ノ処理上、少カラザル利便ヲ感じテ居ルノデアリマス。」〔高槻町〕と其の祝辞で述べており、この合併を歓迎したのであった。

また、同年八月一日より約一カ月にわたって秩父宮雍仁親王が陸軍大学生の資格で工兵第四大隊に入隊するところとなり、町当局の歓迎行事が華々しく実施され、戦時色が強まる風潮と平行して皇室崇敬、国体觀念の強調の機会とされたのであった。八月一三日より三日間にわたり三島郡教育会・高槻町教育会の共催による「学童成績品展覧会」・「園芸品評会」・「水上競技会」が秩父宮を迎えて高槻尋常小學校と同プールで開催され、行政・教育・農会など各分野の中心人物が参加した。一般町民は秩父宮の入退宮時にその奉迎のための沿道参列に動員されるとともに、その入隊期間中、宿舍のあった枚方町萬里莊より工兵隊までの間の沿道と高槻町内全城にわたり国旗が掲揚され、夜は歓迎の提灯が掲げられるとともに通行道路の砂塵防止の撤水が励行されたのであった。この直後の九月には「満州事変」が発生し、中国侵略が開始されたが、高槻の工兵第四大隊もしばしばこの侵略に出動したのである。

このように工兵隊は戦争とファシズムの体制の一翼を担う役割を果たしてきたのであるが、その内部には次のような事実があったことにも注目しておきたい。

一九三一年、日本が中国への侵略を開始したとき、私は高槻工兵隊にいました。私が衛兵についていると、憲兵がやってくる、衛兵司令に『大阪の連隊では共産党のやつらが戦争反対の宣伝をやっているので警戒していますが、ここは大丈夫でしょう。変わったことがあればすぐ連絡してください』といって帰っていきました。なにが大丈夫だと、私はおかしくなってひとり笑ったものです。大阪の各連隊では、カフェの広告マッチに入れた共産党のビラが兵士に渡されて



写257 高槻市市民会館（市内野見町）

いました。高槻の工兵隊の私のもとには、同志が面会ごとに『兵士の友』や小さな印刷物を届けにきてくれました。『先創立五十三周年を迎えて』
 大阪市長、島本重三「赤旗」。
 一九七五年七月一日付。

敗戦色の濃くなった一九四五（昭和二〇）年四月一日、工兵第四連隊（昭和二年五月、大隊を連隊に改称）は大阪師管区工兵補充隊となり、敗戦時には一、八二五名の兵力を数えたが、九月一二日には解体されることになった。

工兵隊補充隊解体後のその用地と施設については、一時、その学舎を大阪空襲で失った大阪外事専門学校（現大阪外国語大学）が使用していたが、一九五七（昭和三二）年四月より完成した本校舎（大阪市天王寺区）へ移転したので、高槻市はその跡地利用のため、かつて工兵隊へ用地を寄附した経緯を明示しつつ、猛烈な払い下げ請願運動を展開したのであった。その結果、第一中学校・教育研究所・母子寮を旧兵舎を利用して設置することができたのであり、その他市民グラウンド・市民会館・島上高校などの教育・文化・スポーツ施設が続々と設けられ、平和な郷土建設にふさわしい姿へと転生したのであった。